

## 目 次

第 3 期(R3 年度～R7 年度)  
**武庫川水系河川整備計画  
 進行管理報告書（案）**  
 [令和 7 年度版]

～令和 6・7 年度の主な取り組み～

管理番号 1	（下流部築堤区間）	1
管理番号 2	（下流部掘込区間）	3
管理番号 3	（中流部）	4
管理番号 4	（上流部及び支川）	5
管理番号 5	（堤防強化 [支川]）	7
管理番号 6	（堤防強化 [下流部築堤区間]）	8
管理番号 7	（新規遊水地の整備、青野ダムの活用）	9
管理番号 8	（洪水調節施設の継続検討）	10
管理番号 9	（流域対策）	11
管理番号 10	（減災対策）	14
管理番号 11	（正常流量の確保）	21
管理番号 12	（緊急時の水利用）	23
管理番号 13	（健全な水循環の確保）	24
管理番号 14	（「2つの原則」の適用）	26
管理番号 15	（天然アユが遡上する川づくり）	29
管理番号 16	（良好な景観の保全・創出）	30
管理番号 17	（河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保）	32
管理番号 18	（水質の向上）	34
管理番号 19	（河川の維持管理）	36
管理番号 20	（流域連携）	39
管理番号 21	（モニタリング）	41

令和 8 年 1 月

兵 庫 県

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ① 下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流)

実施目標

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s(甲武橋基準点)を安全に流下させる。

施策の概要

河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。  
 河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計	
(1)河道対策	①下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流)	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削	—	—	工事着手	工事完了	・河床掘削 No. 2+0～No. 3+50 L=150m V=71,000m <sup>3</sup> No. 18+50～No. 20+80 L=230m V=23,000m <sup>3</sup> ・護岸工事(右岸) No. 30+50～No. 34+50 L=400m ・護岸工事(左岸) No. 31+50～No. 34+50 L=300m(工事継続) No. 43+50～No. 45 L=150m(工事継続)	・河床掘削 No. 3+50～No. 6+50 L=300m V=83,000m <sup>3</sup> ・護岸工事(右岸) No. 34+50～No. 40+50 L=600m(工事継続) ・護岸工事(左岸) No. 31+50～No. 34+50 L=300m(完了) No. 38+50～No. 41+50 L=300m(完了) No. 43+50～No. 45 L=150m(完了)	・河床掘削 No. 6+50～No. 8+14 L=164m V=34,000m <sup>3</sup> No. 19+50～No. 20+35 L=85m V=25,800m <sup>3</sup> ・護岸工事(右岸) No. 43～No. 44+90 L=190m(完了) ・護岸工事(左岸) No. 44+70～No. 46 L=130m(工事継続)	・河床掘削 No. 8+14～No. 9+50 L=136m V=32,300m <sup>3</sup> ・護岸工事(左岸) No. 44+70～No. 46 L=130m(完了) ・護岸工事(左岸) No. 46～No. 47 L=100m(完了)	・河床掘削 No. 9+50～No. 13+40 L=390m V=64,200m <sup>3</sup> (完了) ・河床掘削 No. 13+40～No. 17 L=360m V=44,000m <sup>3</sup> (完了) ・河床掘削 No. 31～No. 34+90 L=390m V=36,900m <sup>3</sup> (工事継続) ・護岸工事(右岸) No. 44+90～No. 47 L=210m(工事継続)	H30より工事着手 L=1,726m完了 (累計1,726m完了) 残3,974mは継続	
			低水路拡幅・南武橋等の施工に必要な航路幅分の掘削 L=2,550m	1,223m	1,327m	—	—	—	—	—	—	—	—
		流域下水道管渠にない箇所での低水路拡幅、部分的な高水敷掘削	低水路拡幅・高水敷掘削(右岸No.10～No.31) L=2,000m	704m	796m (残:潮止堰の取合部)	500m 工事完了	—	—	—	—	・護岸工事 No. 26～No. 27 L=100m(工事継続)	・護岸工事 No. 26～No. 27 L=100m(完了)	L=100m完了 (累計1,600m完了) 残400mは継続
			低水路拡幅・高水敷掘削(左岸No.25～No.31)L=660m	—	480m (残:潮止堰の取合部)	180m 工事完了	—	—	—	・護岸工事(左岸) No. 26～No. 27 L=100m(工事継続)	・護岸工事(左岸) No. 26～No. 27 L=100m(完了)	・護岸工事(右岸) No. 25+20～No. 26 L=80m	L=180m完了 (累計660m完了)
		河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	南武橋(改築)	—	工事着手	工事完了	—	左岸アプローチ部工事着手	左岸アプローチ部工事完成	新橋舗装等工事完成	左右岸下流交差部工事完成	・旧橋撤去工事	新橋設置完了 旧橋撤去継続
			国道43号橋梁、阪神高速橋梁(護床工)	—	—	工事着手	工事完了	・橋梁管理者との協議を継続。	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	—
			阪神電鉄橋梁(補強・護床工)	—	—	工事着手	工事完了	・調査の結果、補強不要。	—	—	—	・護床工工事(左岸)	調査の結果補強不要 護床工継続
			武庫川橋(旧国道)(護床工)	—	—	—	工事着手・工事完了	・橋梁管理者との協議を継続。	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	—
			ガス管橋(補強又は改築)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	改築不要
		国道2号橋梁(補強)	—	—	—	工事着手・工事完了	・橋梁管理者との協議を継続。	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	河床掘削時に実施	—
潮止堰の撤去	潮止堰(撤去)	—	—	工事着手R7	工事完了R8	・地下水調査(観測井での水位・電気伝導度観測等)を実施	・地下水調査(観測井での水位・電気伝導度観測等)を実施	・地下水調査(観測井での水位・電気伝導度観測等)を実施	・潮止堰完全倒伏	・潮止堰撤去工事(左岸)	—		

			塩水化対策 右岸 L=1,435m	250m	452m 工事継続	732m 工事完了	—	No. 35+50 ~ No. 41 + 50 L=732.5m	・阪神電鉄交差部 (工事継続)	—	—	—	L=732m 完了 (累計 1435m 完了)
			塩水化対策 左岸 L=992m	—	322m 工事着手	670m 工事完了	—	No. 35+50~No. 41 + 50 L=669.8m	残工事：潮止め堰撤 去箇所のみ	残工事：潮止め堰撤 去箇所のみ	潮止め堰撤去箇所 (工事継続)	潮止め堰撤去箇所 (完了)	L=670m 完了 (累計 992m 完了)
	床止工の 撤去又は 改築		1号床止工 (撤去)	—	—	工事着手 ・ 工事完了	—	—	—	1号床止工(右岸) 撤去工事着手	1号床止工(右岸) 撤去工事(完了)	1号床止工(左岸) 撤去工事(完了)	撤去完了
			2号床止工 (撤去又は改築)	—	—	工事着手 ・ 工事完了	—	—	—	2号床止工(右岸) 改築工事着手	2号床止工(右岸) 改築工事(完了)	2号床止工(左岸) 改築工事(完了)	改築完了
			3号床止工 (改築)	—	—	—	工事着手 ・ 工事完了	—	3号床止工(左岸) 改築工事着手	3号床止工(左岸) 改築工事継続	3号床止工(左岸) 改築工事(完了)	3号床止工(右岸) 改築工事(完了)	改築完了

※ 工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4
<ul style="list-style-type: none"> <li>河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。</li> <li>潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水影響を把握するため、観測井でのモニタリングを継続実施。</li> <li>沿川住民や河川敷利用者への工事内容の周知に努め、今後も円滑に事業を推進。</li> <li>南武橋架替に向け、上部工(1期施工)、右岸アプローチ道路、鳴尾跨線橋工事が完成。左岸アプローチ道路の工事を進め、事業進捗を図る。</li> <li>河床掘削工事に先立ち、護岸工事の推進を図る。</li> <li>横断工作物(国道43号、阪神電鉄橋梁等)の護床工による補強については、河床掘削工事の進捗にあわせて実施する。</li> <li>1号床止~3号床止工の改築については、護岸工事の進捗を踏まえ、上流側から改築工事に着手予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。</li> <li>潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水影響を把握するため、観測井でのモニタリングを継続実施。</li> <li>沿川住民や河川敷利用者への工事内容の周知に努め、今後も円滑に事業を推進。</li> <li>南武橋架替に向け、左岸アプローチ道路の工事が完成し、引き続きバチ部の工事に着手し、事業進捗を図る。</li> <li>河床掘削工事に先立ち、護岸工事の推進を図る。</li> <li>横断工作物(国道43号、阪神電鉄橋梁等)の護床工による補強については、河床掘削工事の進捗にあわせて実施する。</li> <li>全体の工事工程の進捗を図るため、上流の3号床止工から改築工事に着手。</li> </ul>
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7
<ul style="list-style-type: none"> <li>河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。</li> <li>潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水影響を把握するため、観測井でのモニタリングを継続実施。</li> <li>潮止矢板工事が完成したため、潮止堰を完全倒伏し、汽水域の拡大を図った。</li> <li>沿川住民や河川敷利用者への工事内容の周知に努め、今後も円滑に事業を推進。</li> <li>南武橋架替に向け、新橋工事が完成し事業進捗を図った。</li> <li>河床掘削工事に先立ち、護岸工事の推進を図る。</li> <li>横断工作物(国道43号、阪神電鉄橋梁等)の護床工による補強については、河床掘削工事の進捗にあわせて実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道対策工事を継続実施。今後も更なる事業推進を図る。</li> <li>潮止堰撤去・河床掘削に伴う地下水影響を把握するため、観測井でのモニタリングを継続実施。</li> <li>沿川住民や河川敷利用者への工事内容の周知に努め、今後も円滑に事業を推進。</li> <li>南武橋架替に向け、旧橋撤去工事に着手し事業進捗を図る。</li> <li>河床掘削工事に先立ち、護岸工事の推進を図る。</li> <li>横断工作物(国道43号、阪神電鉄橋梁等)の護床工による補強については、河床掘削工事の進捗にあわせて実施する。</li> <li>全体の工事工程の進捗を図るため、潮止撤去工事(左岸)に着手。</li> <li>1号床止工の撤去、2,3号床止工の改築工事を完成し、全体の工事工程の進捗を図る。</li> </ul>

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
<p>低水路幅は3期計画目標に対し、430mが残区間として残るが、他は概ね3期計画目標に達する進捗となっている。 2号床固工改築と3号床固工改築は3期ですでに工事が完了したため、4期計画の項目から除く。 沿線住民や河川敷利用者への工事内容の周知に努め、4期計画での完了を目指し引き続き取り組む。</p>

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ② 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	実施目標 戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
	施策の概要 掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点における河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s)に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点における河道への配分流量1,900m <sup>3</sup> /s)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点2,600m <sup>3</sup> /s)による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計	
(1)河道対策	②下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	護岸整備やパラペット等による溢水対策 (仁川合流点～生瀬大橋) L=6.9km	—	—	工事着手	工事完了	・調査設計	—	—	—	—	—	—
		河床掘削等 (生瀬大橋～名塩川合流点) L=2.5km 左岸拡幅 L=0.5km 西宝橋架替	—	河床掘削 0.25km 左岸拡幅 着手	工事継続	工事完了	・西宝橋仮橋継続中	・西宝橋仮橋 R4.9～供用開始	・現橋下部工撤去	・現橋下部工撤去 ・新橋下部工	・新橋下部工 ・新橋上部工	・西宝橋仮橋継続中 ・河床掘削 L=0km (累計 L=0.4km)	
※工事着手には用地補償を含む													

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>生瀬大橋～名塩川合流点については、青葉台地区に係る左岸拡幅案を提示後、意向確認により同意を得られた地権者について、順次物件調査及び用地補償交渉に着手しており、引き続き用地取得に向けた交渉を実施。</li> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> </ul>
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生瀬大橋～名塩川合流点については、青葉台地区に係る左岸拡幅案を提示後、意向確認により同意を得られた地権者について、順次物件調査及び用地補償交渉に着手しており、引き続き用地取得に向けた交渉を実施。</li> <li>河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> <li>西宮市道西宝橋架け替えについても、道路管理者である西宮市及び施工を委託する国土交通省と協議を継続し、円滑な事業推進を図る。</li> </ul>	

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)
左岸拡幅と河床掘削については、西宝橋架替と併せ、4期完了を目指して引き続き整備を進める。概ね3期計画目標に達する進捗となっている。

<p>河川整備計画の事項・項目</p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項                  1 河川対策                  (1) 河道対策                  ③ 中流部 (名塩川合流点～羽束川合流点)</p>	<p>実施目標                  戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量 2,600m<sup>3</sup>/s (武田尾地点) を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水 (武田尾地点における河道への配分流量 2,600m<sup>3</sup>/s) に対し、河川整備を実施する。</p>	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計	
(1)河道対策	③中流部 (名塩川合流点～羽束川合流点)	護岸整備等による溢水対策 (武田尾地区)	〔住宅地区〕 護岸整備等 L=490m	護岸整備 L=250m	工事完了	-	-						
		〔温泉地区〕 護岸整備等 L=360m	用地補償	工事完了	-	-							

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	各河川の目標流量を安全に流下させる。 ・大堀川 50m3/s ・波豆川(三田市) 65m3/s ・相野川 45m3/s ・波賀野川 25m3/s	・荒神川 39m3/s ・山田川 100m3/s ・武庫川及び真南条川 110m3/s	・波豆川(宝塚市) 160m3/s ・大池川 40m3/s
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項				
施策の概要	それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。				

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3~R7)計		
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)								
(1)河道対策	④上流部(羽東川合流点~本川上流端)及び支川	大堀川(宝塚市)の整備	河床掘削等(西田川橋~西ノ町橋) L=1.2km	0.01km	0.3km	0.5km 工事継続	0.39km 工事完了	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)下流の護岸工事 L=16m完了	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)上流の護岸工事 L=29m完了	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)下流の護岸工事 L=29m完了	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)上流の設計見直し	・第一小浜橋(尼崎宝塚線)上流の設計見直し	0.07km完了(累計0.38km完了)	
		荒神川(宝塚市)の整備【市】	河床掘削等(国道176号~荒神橋) L=0.6km	0.27km	0.03km	0.3km 工事完了	—	河床掘削 L=39m 着手(R4.5 未完了予定)	河床掘削 L=39m 完了	—	河床掘削 L=50m 完了(新荒神橋上流: No,31+10~No,34)	・河床掘削 L=40m (No,34~No,36) ・上流工区詳細設計 (No,36~上流端)	0.13km完了(累計0.43km完了)	
		波豆川(宝塚市)の整備	河道拡幅等(滝本橋~島橋) L=0.3km	工事着手	0.27km	0.03km 工事完了	—	護岸工事(取付含む L=76m)に着手(R4.5 未完了予定)	工事完了	工事完了	—	—	工事完了(累計0.30km完了)	
		波豆川(三田市)の整備	河道拡幅等(中河原橋~護摩池) L=0.4km	0.2km	0.2km 延長見直し 工事完了	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		山田川(三田市)の整備	河道拡幅等(山田滑谷ダム上流1050m~砥石橋上流500m) L=1.87km	1.1km	0.07km	0.7km 工事完了	—	築堤工事 L=0.22km [完了] 橋梁架替に係る詳細設計の完了	砥石橋架替工事着手	・砥石橋架替工事完了 ・上流工区詳細設計完了 ・護岸工事(上流工区) L=0.04km(左岸)	・旧砥石橋撤去 ・護岸工事 L=0.06km(左岸)	—	0.22km完了(累計1.39km完了)	
		大池川(三田市)の整備	河道拡幅等(JR福知山橋梁~国道176号上流50m) L=0.16km	0.1km	0.06km 工事完了	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		相野川(三田市)の整備	河道拡幅等(洞橋~2級河川上流端) L=1.42km	工事着手	0.32km	1.1km 工事完了	—	護岸工 L=0.1km [完了]	護岸工 L=0.15km [完了]	・護岸工 L=0.04km [完了] ・用地測量一式	—	・農道橋詳細設計	0.29km完了(累計0.61km完了)	
		武庫川及び真南条川(丹波篠山市)の整備	河床掘削等(岩鼻橋~山崎橋) L=1.9km	0.55km	0.75km	0.6km 工事完了	—	河床掘削工事 L=0.6km [完了]	—	—	—	—	工事完了(累計1.9km完了)	
		波賀野川(丹波篠山市)の整備	河道拡幅等(JR福知山線橋梁~西角橋) L=0.4km	事業着手	0.1km	0.3km 工事完了	—	護岸工事 L=0.1km (左岸のみ)	護岸工事 L=0.33km (右岸のみ)	護岸工事 L=0.07km (両岸)	橋梁架替工事(下部工) 2基	橋梁架替工事(上部工) 1式	0.1km完了(累計0.3km完了)	

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3～R7]）		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大堀川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・荒神川：河床掘削を実施。</li> <li>・波豆川(宝塚市)：護岸工事に着手。</li> <li>・山田川：用地買収が完了。橋梁工事の詳細設計も完了。</li> <li>・相野川：引き続き、地権者と交渉。</li> <li>・武庫川及び真南条川：河床掘削工事（丹波篠山市南矢代）を実施。R3年度で事業完了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大堀川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・波豆川(宝塚市)：工事完了</li> <li>・山田川：予定通り、砥石橋架替工事に着手。</li> <li>・相野川：引き続き、地権者と交渉しつつ、護岸工事を推進。</li> <li>・波賀野川：継続して上流側への改修を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波賀野川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・山田川：砥石橋架替工事が完了。引続き護岸工事を推進。</li> <li>・相野川：護岸工事の一部、用地測量が完了。今後、用地交渉等を推進。</li> <li>・大堀川：継続して上流側への改修を推進。</li> </ul>
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大堀川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・荒神川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・山田川：予定通り護岸工事の一部完了、地権者と交渉しつつ、護岸工事を推進。</li> <li>・相野川：引き続き、地権者と交渉しつつ、護岸工事を推進。</li> <li>・波賀野川：波賀野橋架替工事(下部工)に着手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大堀川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・荒神川：継続して上流側への改修を推進。</li> <li>・山田川：引き続き、地権者と交渉しつつ、護岸工事を推進。</li> <li>・相野川：引き続き、地権者と交渉しつつ、護岸工事を推進。</li> <li>・波賀野川：波賀野橋架替工事(下部工)が完了。波賀野橋上部工及び波賀野井堰下部工が R7 年度に完成予定。</li> </ul>	

4. 改善（A）（第4期 [R8～R12] に向けて）	
<p>3期計画では支川6河川が完了予定であったが、実際は2河川の完了となっており、4期計画の完了予定を1河川から5河川に修正する必要がある。</p> <p>4期完了を目指して引き続き整備を進める。</p>	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川	実施目標	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。
	施策の概要		計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	実績 (D)						
			(H23～H27)	(H28～R2)	(R3～R7)	(R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計	
(1)河道対策	④上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川	天王寺川（伊丹市、宝塚市）の整備	堤防強化 [ドレーン工による浸透対策] (伊丹市荒牧～宝塚市中筋) L=0.2 km	工事完了	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		天神川（伊丹市、宝塚市）の整備	堤防強化 [表のり面被覆工による浸透対策] (伊丹市荻野西～宝塚市山本西) L=3.8 km	1.56 km (H22迄0.92 km済)	1.13km	1.11km 工事完了	—	調査設計 護岸工事 L=0.73km	伊丹市道荒牧ト初部 仮設水路工着手 No. 18+4～No. 18+44	氾濫災害による一時中止	仮締切堤設置工着手	仮締切堤設置完了 荒牧ト初一部掘削	0.73km 完了 (累計 3.42km 完了)

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
〈天神川〉 ・期別計画〈第3期〉の完了に向け、調査設計・護岸工事を実施。	〈天神川〉 ・期別計画〈第3期〉の完了に向け、伊丹市道荒牧ト初部仮設水路工着手	〈天神川〉 ・5月8日の氾濫災害により、工事を一時中止。
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
〈天神川〉 ・安全対策（仮締切堤）を追加して工事を再開。	〈天神川〉 ・継続して事業を推進。	

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)
堤防強化について、3期に完了予定であったが、氾濫災害等もあり、0.38km 残区間を残すこととなった。4期計画での完了を目指し、引き続き安全に配慮しながら整備を進める。

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	<b>実施目標</b> 計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。
<b>施策の概要</b>	築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 ( D )						
			第 1 期 (H23～H27)	第 2 期 (H28～R2)	第 3 期 (R3～R7)	第 4 期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第 3 期 (R3～R7 計)	
(1)河道対策	⑤下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策 ・ドレーン工法等の浸透対策（対策実施延長 L=7.3km） ・護岸工による侵食対策（対策実施延長 L=6.2km）	工事継続（浸透対策） L=6.2km（侵食対策） L=0.7km	工事完了（浸透対策） L=1.1km（侵食対策） L=5.5km	—	—							
		計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策 ・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	—	計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施	耐越水堤防強化 L=650m(西宮市小曾根町・小松東町) 【施工中】	耐越水堤防強化 L=650m(西宮市小曾根町・小松東町) 【完了】	—	—	—	—	—	耐越水堤防強化 L=0.65km【完了】	
		堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
・法尻に構造物がなく、水衝部かつ堤内地盤高から堤防高さが高い箇所を抽出。越水した場合でも粘り強い構造とするため、法尻に張ブロックを設置。 ・施工にあたっては、武庫川を象徴する松やサクラを可能な限り存置。	・耐越水堤防強化完了	・耐越水堤防強化完了
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
・耐越水堤防強化完了	・耐越水堤防強化完了	

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)
R6～R7 で耐越水堤防強化が完了したため、4期計画からは除く。

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ① 武庫川遊水地の整備 ② 青野ダムの活用	実施目標 遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において 280m <sup>3</sup> /s の洪水調節を行う。		
	施策の概要 武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも 40 万 m <sup>3</sup> 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。  甲武橋地点流量配分 <table border="1"> <tr> <td>①武庫川遊水地の整備</td> <td>0→20m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>②青野ダムの活用</td> <td>220→260m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </table>		①武庫川遊水地の整備	0→20m <sup>3</sup> /s
①武庫川遊水地の整備	0→20m <sup>3</sup> /s			
②青野ダムの活用	220→260m <sup>3</sup> /s			

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7		
(2)洪水調節施設の整備	①武庫川遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	—	—	—	—	—	—	—	—
	②青野ダムの活用	洪水調節容量の拡大	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	試行操作の継続 (事前放流容量を 20 万 m <sup>3</sup> から 40 万 m <sup>3</sup> に拡大)		洪水調節容量の拡大 (事前放流容量を予備放流容量 [40 万 m <sup>3</sup> ] に位置付け)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準雨量を変更した上で事前放流容量を 20 万 m<sup>3</sup> から 40 万 m<sup>3</sup> に拡大して試行</li> <li>R3.8 に事前放流を実施 (累計 2 回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流容量 40 万 m<sup>3</sup> で試行操作の継続</li> <li>R4 年度の事前放流の実績なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流容量 40 万 m<sup>3</sup> で試行操作を継続</li> <li>R5.6 に事前放流を実施 (累計 1 回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流容量 40 万 m<sup>3</sup> で試行操作を継続</li> <li>R6.5 に事前放流を実施 (累計 1 回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流容量 40 万 m<sup>3</sup> で試行操作を継続</li> </ul>	

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<青野ダム> ・企業庁、受水 7 市へ事前放流拡大について協力を依頼し、R2.6 から 20 万 m <sup>3</sup> を 40 万 m <sup>3</sup> に拡大して試行開始。 ・予備放流への移行を目指し、試行操作を継続。令和 3 年度は 8 月に実施。	<青野ダム> ・事前放流要領を 40 万 m <sup>3</sup> に拡大して試行操作を継続。	<青野ダム> ・予備放流への移行を目指し、40 万 m <sup>3</sup> の事前放流の試行操作を継続。 ・令和 5 年度は 6 月に 1 回実施し、洪水に備えた。
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
<青野ダム> ・予備放流への移行を目指し、40 万 m <sup>3</sup> の事前放流の試行操作を継続。 ・令和 6 年度は 5 月に 1 回実施し、洪水に備えた。	<青野ダム> ・予備放流への移行を目指し、40 万 m <sup>3</sup> の事前放流の試行操作を継続。	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
青野ダム事前放流の予備放流化に向け試行操作を継続し、事前放流容量の予備放流容量(40 万 m <sup>3</sup> )への位置付けを 4 期に目指す。

<p>河川整備計画の事項・項目</p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項                  1 河川対策                  (2) 洪水調節施設の整備                  ③ 洪水調節施設の継続検討</p>	<p>実施目標 河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。</p>
<p>施策の概要 千苺ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。</p>		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
<p>(2) 洪水調節施設の整備</p>	<p>③ 洪水調節施設の継続検討</p>	<p>千苺ダム治水活用</p>	<p>・治水活用の検討に必要なデータ蓄積                  ・治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討</p>				<p>＜千苺ダム＞                  ・千苺ダム地点の水質データを蓄積中。                  ・表層及び底層放流設備の工事継続中</p>	<p>＜千苺ダム＞                  ・令和4年5月28日竣工                  ・7月～9月の3ヶ月間は、放流設備のゲートを開けることで貯水位を下げるとして運用を開始。</p>	<p>＜千苺ダム＞                  ・7月～9月の3ヶ月間は、放流設備のゲートを開けることで貯水位を下げるとして運用を継続。</p>	<p>＜千苺ダム＞                  ・7月～9月の3ヶ月間は、放流設備のゲートを開けることで貯水位を下げるとして運用を継続。</p>	<p>＜千苺ダム＞                  ・7月～9月の3ヶ月間は、放流設備のゲートを開けることで貯水位を下げるとして運用を継続。</p>
		<p>新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討</p>	<p>・栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施                  ・新規ダムの課題や環境保全方策等を検討                  ・上記検討を踏まえ、既存ダムの治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討</p>				<p>＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>	<p>＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>	<p>＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>	<p>＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>	<p>＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>
<p>※治水活用の概要:洪水期の3ヶ月間(7月～9月)、千苺ダムの貯水位をあらかじめ洪水期制限水位(6月～10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約100万m3確保するもの。</p>											

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])			点検・評価 (C) R4			点検・評価 (C) R5		
<p>点検・評価 (C) R3                  ＜千苺ダム＞                  ・引き続き、表層及び底層放流設備の工事を継続                  ＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>			<p>点検・評価 (C) R4                  ＜千苺ダム＞                  ・令和4年5月28日竣工                  ・7月～9月の3ヶ月間、貯水位を下げるとして運用を開始。                  ＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>			<p>点検・評価 (C) R5                  ＜千苺ダム＞                  ・7月～9月の3ヶ月間、貯水位を下げるとして運用を継続。                  ＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>		
<p>点検・評価 (C) R6                  ＜千苺ダム＞                  ・7月～9月の3ヶ月間、貯水位を下げるとして運用を継続。                  ＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>			<p>点検・評価 (C) R7                  ＜千苺ダム＞                  ・7月～9月の3ヶ月間、貯水位を下げるとして運用を継続。                  ＜新規ダム＞                  ・ビオトープ（リバーサイド地区）に植栽している貴重種のモニタリングを実施</p>					

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
<p>今後も、新規ダム建設の必要性、実現可能性を検討する。</p>	

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項                  2 流域対策                  (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m3/sとする。                  また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会」を設置して、「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。</p>	

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7)計
2. 流域対策							<ul style="list-style-type: none"> <li>『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォローアップシートの更新(R4.3末時点)を実施</li> <li>『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォローアップシートの更新(R5.3末時点)を実施</li> <li>『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォローアップシートの更新(R6.3末時点)を実施</li> <li>『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォローアップシートの更新(R7.3末時点)を実施</li> <li>『阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画』フォローアップシートの更新(R8.3末時点)を実施</li> </ul>					
(1)貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	学校、公園、ため池等を利用した貯留施設の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m3 <sup>流</sup> )	約1.3万m <sup>3</sup> 完成 <sup>流</sup>	約10.56万m <sup>3</sup> 完成 <sup>流</sup>	約34.6万m <sup>3</sup> 完成 <sup>流</sup>	整備完了	約3.77万m <sup>3</sup> 完成(学校1箇所、公園1箇所、利水ダム1箇所)	約0.12万m <sup>3</sup> 完成(学校2箇所)	約8.12万m <sup>3</sup> 完成(学校1箇所、公園1箇所、ため池2箇所)	約0.82万m <sup>3</sup> 完成(学校1箇所、ため池1箇所、その他1箇所)	約1.92万m <sup>3</sup> 完成予定(ため池1箇所)	約14.75万m <sup>3</sup> 完成累計約26.61万m <sup>3</sup> 完成 <sup>流</sup>
(2)様々な流出抑制対策の推進	総合治水条例に基づく重要調整池の設置	重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認					実績なし	1箇所(調整容量約8万m3)	2箇所(調整容量約0.6万m3)	1箇所(調整容量約0.6万m3)	1箇所(調整容量約1.7万m3)	適切に履行
	①調整池の設置及び保全	流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	条例による義務化	総合治水条例に基づく重要調整池の設置義務の適切な履行			0.3ha以上1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導(神戸市)	0.3ha以上1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導(神戸市)	0.3ha以上1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導(神戸市)	0.3ha以上1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導(神戸市)	0.3ha以上1ha未満の開発に対する防災調整池の設置指導(神戸市)	適切に履行
	②森林保全と公益的機能向上	森林の水涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上	人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)			202ha <sup>市</sup>	190ha <sup>市</sup>	165ha <sup>市</sup>	179ha <sup>市</sup>	集計中	順次実施
		急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(計画策定は県民局単位)	(今後検討)	104ha <sup>市</sup>	113ha <sup>市</sup>	109ha <sup>市</sup>	143ha <sup>市</sup>	集計中	順次実施

			森林の水機涵源能、土砂流出防止などの機能維持・向上	高齢人工林の広葉樹林への一部誘導（混交林整備）	100ha 着手 Ⓒ（丹波篠山市域での施工面積）	事業計画を策定し順次実施（計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し順次実施（計画策定は県民局単位）	（今後検討）	16haⒸ	0haⒸ	0haⒸ	0haⒸ	集計中	順次実施
			無秩序な伐採・開発行為等を適正に抑制し、森林の健全な維持・向上を図る	保安林・林地開発許可制度の適切な運用	継続して適切な運用を実施				適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施	適切な運用を実施
(2)様々な流出抑制対策の推進	②森林保全と公益的機能向上	豪雨発生時の土砂崩壊や流出による河川の塞まりや水害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策	H25までに3箇所Ⓒ着手	H30までに3箇所Ⓒ着手	R5までに3箇所Ⓒ着手 R3～R7に12箇所Ⓒ着手	（今後検討）	3箇所Ⓒ着手	1箇所Ⓒ着手	4箇所Ⓒ着手	2箇所Ⓒ着手	2箇所Ⓒ着手	12箇所Ⓒ着手	
			治山事業等による流木・土砂災害防止対策	H25までに29箇所Ⓒ着手	H30までに24箇所Ⓒ着手	R5までに24箇所Ⓒ着手（R2までに早期着手済み） R3～R7に23箇所Ⓒ着手	（今後検討）	6箇所Ⓒ着手	6箇所Ⓒ着手	2箇所Ⓒ着手	10箇所Ⓒ着手	1箇所Ⓒ着手予定	25箇所Ⓒ着手	
	③水田への雨水貯留	水田の持つ多面的機能の維持・向上	水田の保全（関係機関連携・農業者連携）	10,141haⒸ 優良農地（農振農用地）	10,157haⒸ 優良農地（農振農用地）	10,014haⒸ 優良農地（農振農用地）	9,993haⒸ 優良農地（農振農用地）	10,015haⒸ （R2末時点面積）	10,025haⒸ （R3末時点面積）	10,025haⒸ （R4末時点面積）	10,022haⒸ （R5末時点面積）	10,023ha（市） （R6末時点面積）	全国的に微減傾向にある	
		水田貯留の実施	水田貯留の実施	リーフレットによる普及啓発とセキ板を配布			神戸市北区長尾町でセキ板を配布	神戸市北区道場町でセキ板(168枚)を配布	宝塚市大原野でセキ板(150枚)を配布	実績なし	—	普及啓発と推進方策を実施中		
	④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅3箇所引き続き整備中</li> <li>・地域総合センター上ノ島で雨水貯留タンク1基、グラスパーキング49㎡（尼崎市）</li> <li>・学校給食センターで緑地化（グラスパーキング等）1,480㎡、透水性舗装470㎡、浸透性側溝230㎡（尼崎市）</li> <li>・中学校等4箇所整備完了（西宮市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅3箇所引き続き整備中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅3箇所引き続き整備中</li> <li>・道場町公園 浸透施設設置（透水性アスファルト188㎡、透水性インターロッキングブロック713㎡）（神戸市）</li> <li>・小学校1箇所におけるオンサイト貯留（西宮市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅3箇所引き続き整備中</li> <li>・県営住宅1箇所駐車場貯留128㎡整備完了（宝塚市）</li> <li>・瑞ヶ丘雨水調整池2,500㎡・伊丹小学校雨水調整池1,500㎡、伊丹市役所庁舎受水槽（伊丹市）</li> <li>・公園2箇所整備（西宮市）</li> <li>・武庫北小学校（尼崎市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅3箇所引き続き整備中</li> </ul>	公共施設での貯留浸透施設の整備を実施	
			各戸への雨水貯留タンクの設置	普及啓発に努め、設置を促進				助成基数58件Ⓒ （尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計） 〔累計1,633件Ⓒ〕	助成基数101件Ⓒ （尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計） 〔累計1,734件Ⓒ〕	助成基数81件Ⓒ （尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計） 〔累計1,815件Ⓒ〕	助成基数78件Ⓒ （尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計） 〔累計1,893件Ⓒ〕	助成基数(予定)104件Ⓒ （尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計） 〔累計(予定)1,997件Ⓒ〕	普及啓発に努め、設置を促進中	
			道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・約3.4kmⒸ （尼崎市0.3km、西宮市3.1km） 〔累計約194.4kmⒸ〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約2.3kmⒸ （尼崎市0.9km、西宮市1.4km） 〔累計約196.7kmⒸ〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0kmⒸ 〔累計約196.7kmⒸ〕</li> <li>・宅内浸透樹（宝塚市1箇所、伊丹市576箇所、西宮市228箇所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0kmⒸ 〔累計約196.7kmⒸ〕</li> <li>・宅内浸透樹（伊丹市492基、西宮市117箇所）</li> <li>・宅内浸透トレンチL=607m・宅内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0kmⒸ 〔累計約196.7kmⒸ〕</li> <li>・宅内浸透樹（宝塚市46箇所）</li> </ul>	浸透化推進策を実施中	

							・宅内浸透トレンチ L=1981m ・浸透側溝 L=26m	浸透側溝 L=42m		
			透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進	・約 5,000 m <sup>2</sup> (局) (神戸市域除く)	・約 3,800 m <sup>2</sup> (局) (神戸市域除く)	・約 5,000 m <sup>2</sup> (局) (神戸市域除く)	・約 7,000 m <sup>2</sup> (局) (神戸市域除く)	・約 10,500 m <sup>2</sup> (局) (神戸市域除く)	整備を推進中
※ 100ha=1km <sup>2</sup>										

<凡例> (流) : 武庫川流域内の合計値、(局) : 関係 4 県民局の合計値、(市) : 流域 7 市域全体の合計値

3. 点検・評価 (C) (第 3 期 [R3~R7])	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留施設は、山口中学校と西昆陽 2 丁目公園で整備が完了。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進する。</li> <li>・重要調整池の設置について、引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</li> <li>・森林保全は、人工林の間伐や表土侵食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>・土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第 4 次山地防災・土砂災害対策計画 (R3 年 3 月) に基づき引き続き、整備に取り組む。</li> <li>・水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区長尾町でセキ板を配布し、「セキ板 1,000 枚配布大作戦」に基づき、取り組みが広がっている。</li> <li>・各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>・浸透施設(道路側溝、宅内排水等)整備については、尼崎市、西宮市で約 3.4 km の整備が実施された。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留施設は、常陽中学校と東山台小学校で整備が完了。引き続き、施設管理者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進する。</li> <li>・重要調整池の設置について、引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</li> <li>・森林保全は、人工林の間伐や表土侵食防止を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>・土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第 4 次山地防災・土砂災害対策計画 (R3 年 3 月) に基づき引き続き、整備に取り組む。</li> <li>・水田貯留は、昨年実績に加え、神戸市北区道場町でセキ板を配布し、取り組みが広がっている。</li> <li>・各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>・浸透施設(道路側溝、宅内排水等)整備については、尼崎市、西宮市で約 2.3 km の整備が実施された。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留施設は、武庫川北小学校と、鎌ヶ谷 2 号調整池、八王子池で整備が完了。引き続き、土地所有者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進する。</li> <li>・重要調整池の設置について、引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</li> <li>・土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第 4 次山地防災・土砂災害対策計画 (R3 年 3 月) に基づき引き続き、整備に取り組む。</li> <li>・森林の公益的機能の維持・向上として、人工林の間伐や表土侵食防止対策を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>・水田貯留は、広報チラシやイベントでのブース出展等により順次啓発を行っており、今後も流出抑制対策の普及啓発の推進を行う。</li> <li>・各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>・浸透施設(道路側溝、宅内排水等)整備は、透水性舗装や宅内浸透枡等の設置を推進。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留施設は、はじかみ池で整備が完了予定。引き続き、施設管理者等の協力を得ながら、目標貯留量確保に向けて整備を推進する。</li> <li>・重要調整池の設置について、引き続き、総合治水条例に基づき県関係部局及び流域市と連携を図りながら開発者を指導する。</li> <li>・土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業は、第 4 次山地防災・土砂災害対策計画 (R3 年 3 月) に基づき整備に取り組み、目標を達成した。</li> <li>・森林の公益的機能の維持・向上として、人工林の間伐や表土侵食防止対策を推進した。今後も引き続き、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能などの公益的機能の維持、向上に努めていく。</li> <li>・水田貯留は、広報チラシやイベントでのブース出展等により順次啓発を行っており、今後も流出抑制対策の普及啓発の推進を行う。</li> <li>・各戸貯留は、流域市の助成基数の累計から着実に実績が増加している。今後も広報媒体を活用した普及啓発を図りながら、引き続き推進していく。</li> <li>・浸透施設(道路側溝、宅内排水等)整備は、透水性舗装や宅内浸透枡等の設置を推進。今後も引き続き整備に努めていく。</li> </ul>

4. 改善 (A) (第 4 期 [R8~R12] に向けて)
<p>学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備については、3 期計画目標に達しなかったため、4 期計画においては最終年の目標達成に向けて整備の加速が必要。流域貯留の整備効果の検証を第 4 期で行う。</p> <p>砂防事業、治山事業については、3 期計画目標を上回る実績となった。4 期計画については第 5 次山地防災・土砂災害対策計画に基づき目標設定を行う必要がある。</p>





					染症の拡大防止のため訓練実施はなし(神戸市、西宮市、三田市、丹波篠山市)	染症の拡大防止のため訓練実施はなし	土嚢積み訓練)を実施(宝塚市、尼崎市、伊丹市、三田市) ・武庫川流域内で行った訓練は開催なし。ただし、風水害を想定した市職員の訓練を実施(神戸市) ・オペレーションルーム運営訓練(西宮市) ・災害対策本部事務局設置運営訓練(三田市)	・武庫川流域内で行った訓練は開催なし。ただし、風水害を想定した訓練を実施。(参加者のべ165人)(神戸市)	想定した同規模の訓練を実施予定(神戸市)
	防災態勢の強化(市)	県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施【市】	県や防災機関と連携した訓練の実施		・市2回(尼崎市防災総合訓練、三田市総合防災訓練(市))	・市2回(尼崎市防災総合訓練、三田市総合防災訓練(市))	・図上シミュレーション訓練(宝塚市) ・総合防災訓練(図上)(西宮市) ・初期消火訓練、救出救助訓練、避難所資器材設置訓練など(三田市) ・丹波地区合同訓練(丹波篠山市)	・総合防災訓練:1回・3,000人(伊丹市) ・1回370人(三田市) ・西宮市関係機関合同訓練(西宮市) ・尼崎市防災総合訓練(1回41団体400人)(尼崎市) ・兵庫県立尼崎小田高等学校と「阪神・淡路大震災30年事つながる防災「あまおだ防災訓練」を実施(ひょうご安全の日推進事業補助を活用)(R6:1回、約200人)(尼崎市) ・地域や事業所、団体等へ市から講師を派遣し、その地域の特性に合わせた防災・減災や災害リスクについて詳しく解説する「ぼうさい出前講座」を実施している。(宝塚市)	・兵庫県立尼崎小田高等学校と「あまおだ減災の日(防災訓練)」を実施(ひょうご安全の日推進事業補助を活用)(尼崎市) ・尼崎市防災総合訓練8/29実施予定(尼崎市) ・1回200人(三田市) ・地域や事業所、団体等へ市から講師を派遣し、その地域の特性に合わせた防災・減災や災害リスクについて詳しく解説する「ぼうさい出前講座」を実施している。(宝塚市)
(3)的確な避難のための啓発(逃げる)	①自助の取組の推進	住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発	住民主体で作成したHM等のより一層の活用【市】	地域の学習会や防災訓練での手づくりHM等の活用	・地域の防災学習会や訓練等、手作りHMの活用実績回数計2回(神戸市)	・地域の防災学習会や訓練等、手作りHMの活用実績回数計4回(神戸市)	・道場町避難訓練(神戸市) ・地域の防災学習会や訓練等、手づくりHMの活用実績回数28件(尼崎市)	・道場町避難訓練(神戸市) ・地域の防災学習会や訓練等、手づくりHMの活用実績回数36件(訓練35回、マップ1回)(尼崎市) ・地域の防災学習会や訓練等、手づくりHMの活用実績回数3回(丹波篠山市)	・道場町避難訓練(神戸市) ・1地区にてDIG講座実施(伊丹市) ・地域の防災学習会や訓練等、手づくりHMの活用実績回数5回(丹波篠山市)
		各種防災情報の入手方法の啓発	「ひょうご防災ネット」への加入促進等【県】	「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数40,000件/年(H25迄) (県)の確保 ※H26~R2迄の目標:120,000件/年 ※R1 5月よりアプリ版運用開始 ※R3以降の目標:50,000件/年(R5迄) 25,000件/年(R5~R10迄)	R3 新規登録件数(ダウンロード数) アプリ105,320件(県)	R4 新規登録件数(ダウンロード数) アプリ47,641件(県)	R5 新規登録件数(ダウンロード数) アプリ48,706件(県)	R6 年度新規登録件数(ダウンロード数) アプリ83,851件(県)	集計中
	②共助の取組の推進	水害発生時の災害時要配慮者の円滑な避難(市)	地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】	災害時要配慮者の円滑な避難に資する取り組み方策等の検討・実施	・災害時要配慮者支援の取組み地区、86地区・団体(神戸市) ・災害時要配慮者支援の取組み1回(丹波篠山市) 【避難行動要支援者名簿の作成等】 ・「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」に基づく啓発。避難行動	・災害時要配慮者支援の取組み地区、73地区・団体(神戸市) ・災害時要配慮者支援の取組み1回(丹波篠山市) 【避難行動要支援者名簿の作成等】 ・「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」に基づく啓発。避難行動要支	・災害時要配慮者支援の取組み地区、36地区・団体(神戸市) ・災害時要配慮者支援の取組み実績54回(宝塚市) ・災害時要配慮者支援の取組み実績2回(丹波篠山市) 【避難行動要支援者名簿の作成等】	・災害時要配慮者支援の取組み実績48回(宝塚市) ・災害時要配慮者支援の取組み実績2回(丹波篠山市) 【避難行動要支援者名簿の作成等】 ・避難行動要支援者支援制度取組実績:17小学校地区、名簿配	・災害時要配慮者支援の取組み実績68回(宝塚市) ・災害時要配慮者支援の取組み実績2回(丹波篠山市) ・民生委員や地域福祉ネットワーク会議において、情報交換会の実施(伊丹市) 【避難行動要支援者名簿

					<p>要支援者名簿の作成及び更新。(尼崎市)</p> <p>【避難行動要支援者名簿を活用した災害時要配慮者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力をいただける地域(自治会・町会等)への名簿情報の提供。(尼崎市)</li> <li>・市全体で避難支援団体33団体が地域へ名簿提供(西宮市)</li> <li>・避難行動要支援者名簿を関係部局と共有。また、「個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地区に名簿情報を提供。(伊丹市)</li> </ul> <p>【個別避難計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災プラン作成の支援として自治会防災プランを提供。(伊丹市)</li> <li>・内閣府個別避難計画作成モデル事業に参加。防災部局とともに制度の周知を行い、避難支援組織等への説明を計56回実施。新たに3団体が避難組織を立ち上げ、2団体が辞退し、合計で50団体に。(宝塚市)</li> <li>・避難行動要支援者の個別避難計画策定 R3年度末で179名分策定済。(三田市)</li> </ul> <p>【避難支援ツールの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の安否確認をスムーズにする「無事ですてぬぐい」を作成し、制度新規同意者へ民生児童委員を通じ配布した。(宝塚市)</li> </ul> <p>【福祉避難所の新たな指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別避難計画の作成に向けて地域で勉強会を実施。福祉避難所として4施設を新たに指定。(尼崎市)</li> </ul> <p>災害時要配慮者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数)</p> <p>神戸市 817/817 =100%  尼崎市 661/905 =73.0%  西宮市 528/546 =96.7%  伊丹市 69/109 =63.3%  宝塚市 135/135 =100%  三田市 17/29 =58.6%  丹波篠山市 46/46 =100%  計 2,273/2,587 =87.8%</p>	<p>援者名簿の作成及び更新。(尼崎市)</p> <p>【避難行動要支援者名簿を活用した災害時要配慮者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力をいただける地域(自治会・町会等)への名簿情報の提供。(尼崎市)</li> <li>・市全体で避難支援団体28団体が地域へ名簿提供。西宮市)</li> <li>・避難行動要支援者名簿を関係部局と共有。また、「個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地区に名簿情報を提供。(伊丹市)</li> </ul> <p>【個別避難計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別避難計画の作成に向けて地域で勉強会を実施。(尼崎市)</li> <li>・地域防災プラン作成の支援として自治会防災プランを提供。(伊丹市)</li> <li>・内閣府個別避難計画作成モデル事業に参加。防災部局とともに制度の周知を行い、避難支援組織等への説明を計48回実施。(宝塚市)</li> <li>・難行要支援者の個別避難計画策定 R3年度末で179名分策定済。(三田市)</li> </ul> <p>【福祉避難所の新たな指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数)</li> </ul> <p>神戸市 817/817 =100%  尼崎市 705/905 =77.9%  西宮市 544/546 =99.6%  伊丹市 89/109 =81.6%  宝塚市 135/135 =100%  三田市 17/29 =58.6%  丹波篠山市 46/46 =100%  計 2,353/2,587 =90.9%</p> <p>【避難行動要支援者と支援者のつながり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者との顔の見える関係づくりとして、訪問型の見守りその他、ふれあいサロンを実施し地域の高齢者に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の作成及び更新。(尼崎市)</li> <li>・市が避難行動要支援者名簿を保有し、関係部局との共有を図っている。(伊丹市)</li> </ul> <p>【避難行動要支援者名簿を活用した災害時要配慮者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力いただける地域(自治会・町会等)へ名簿情報を提供。(尼崎市)</li> <li>・「個人情報の取扱いに関する協定」を締結した上で、名簿情報(同意者分のみ)を各地区に提供して、平常時からの災害時要配慮者支援に取り組んでいる。(伊丹市)</li> </ul> <p>【個別避難計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクの高いエリアのうち、家屋倒壊等氾濫想定区域にお住まいの129人に個別避難計画作成意向調査を行い、作成不要な施設入所等が確認できた60人を除く69名に働きかけ、30人の計画作成が完了。また、計画作成に関心のある地域や当事者などと引き続き計画作成の取組を行った。(尼崎市)</li> </ul> <p>【避難支援ツールの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の避難支援の必要性をより分かりやすく伝えるために、関西国際大学と協働での啓発パンフレットを作成。(尼崎市)</li> </ul> <p>【福祉避難所の新たな指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに介護老人保健施設1施設を指定。(尼崎市)</li> <li>・災害時要配慮者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数)</li> </ul> <p>神戸市 1316/1799 =73.2%  尼崎市 736/1001=73.5%  西宮市 575/682 =84.3%  伊丹市 172/176 =97.7%  宝塚市 139/139 =100%  三田市 36/37 =97.3%  丹波篠山市 46/46 =100%  計 3020/3880=77.8%</p> <p>【その他、学官協働等の</p>	<p>布同意人数：4,623人(伊丹市)</p> <p>【避難行動要支援者名簿を活用した災害時要配慮者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・37地区・団体(神戸市全域では90地区・91団体)(神戸市)</li> <li>・地域避難支援制度における避難支援団体として42団体が登録(西宮市)</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行うとともに、新たに2つの社会福祉連絡協議会に対して避難行動要支援者名簿を提供した。(尼崎市)</li> </ul> <p>【個別避難計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクが高いと考えられる避難行動要支援者に直接働きかけ、新たに89人の個別避難計画を作成した。(尼崎市)</li> <li>【避難支援ツールの作成】</li> <li>・関西国際大学と協働作成したパンフレットを活用し、市政出前講座等での自主的な個別避難計画の作成等の呼びかけを行った。(尼崎市)</li> </ul> <p>【福祉避難所の新たな指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所として、新たに特別養護老人ホーム1施設を指定した。(尼崎市)</li> <li>・ボランティアセンター開設訓練の実施、障がい者福祉施設での出前講座：参加者19名(伊丹市)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数)</li> </ul> <p>神戸市 1290/1918=67.3%  尼崎市 799/970=82.4%  西宮市 556/686=81.0%  伊丹市 176/180=97.8%  宝塚市 180/180=100%  三田市 32/32=100%  丹波篠山市 24/24=100%  計 3057/3990=76.6%</p> <p>【その他、学官協働等の取組内容は欄外に記載】(尼崎市)</p>	<p>の作成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・38地区・団体(神戸市全域では95地区・98団体)(神戸市)</li> <li>・17小学校地区での避難行動要支援者名簿更新の実施(伊丹市)</li> <li>・地域避難支援制度における避難支援団体として42団体が登録(西宮市)</li> </ul> <p>【避難行動要支援者名簿を活用した災害時要配慮者への支援】</p> <p>集計中</p> <p>【個別避難計画の作成】</p> <p>集計中</p> <p>【福祉避難所の新たな指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者施設の避難確保計画策定状況(計画策定数/対象施設数)</li> </ul> <p>神戸市 1350/2000=67.5%  尼崎市 867/1010=85.8%  西宮市 556/686=81.0%  伊丹市 171/171=100.0%  宝塚市 178/181=98.3%  三田市 30/30=100%  丹波篠山市 24/24=100%  計 3176/4102=77.4%</p> <p>【その他、学官協働等の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代が地域防災活動の担い手となるよう防災学習を希望する大学等への支援(尼崎市)</li> </ul>
--	--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

					【その他、学官協働等の取組内容は欄外に記載】	参加してもらい交流を深めた。(尼崎市)	取組内容は欄外に記載】		
	③公助の取組の推進	住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接市間で避難情報の共有</li> <li>隣接市の避難所の相互活用等の検討【市】</li> </ul>	避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神間7市1町と災害時応援協定を締結(各市町)</li> <li>宝塚市と避難所相互活用について覚書を締結(西宮市)</li> <li>大阪府池田市の中学校を避難所として指定(伊丹市)</li> <li>R4.3にハザードマップを改定(宝塚市)</li> <li>川西市、西宮市、伊丹市と避難所に関する取り組み有り(宝塚市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神間7市1町と災害時応援協定を締結(各市町)</li> <li>R5.3にハザードマップを改定(伊丹市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神間7市1町と締結済(宝塚市、尼崎市)</li> <li>隣接市である大阪府池田市の中学校を本市の避難所として指定し、避難所の相互活用に取り組んでいる。(伊丹市)</li> <li>大丹波防災推進部会で連携協議開催1回/年(丹波篠山市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池田市・宝塚市と避難協定締結(伊丹市)</li> <li>阪神間7市1町と締結済(各市町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神間7市1町と締結済(各市町)</li> </ul>
			避難経路等の屋外表示の検討【市】	避難経路等の屋外表示の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所は災害の種類ごとの指定が必要であることから、市内全域の緊急避難場所・避難所を対象にJISのピクトグラムや多言語、やさしい日本語などを用いた案内表示板を設置(神戸市)</li> <li>市内170箇所のコミュニティ掲示板に、避難方向・距離地図を示した避難所案内ステッカーを継続して設置(伊丹市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内170箇所のコミュニティ掲示板に、避難方向・距離地図を示した避難所案内ステッカーを継続して設置(伊丹市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法に基づき、緊急避難場所と避難所の指定が義務付けられている。特に緊急避難場所は災害の種類ごとの指定が必要であることから、市内の緊急避難場所・避難所を対象にJISのピクトグラムや多言語、やさしい日本語などを用いた案内表示板を設置している。(神戸市)</li> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、避難方向・距離地図を示した避難所案内ステッカーを継続して設置(伊丹市)</li> <li>災害別明示の避難所表示の設置(宝塚市)</li> <li>R6年度に誘導板事業を行うに当たっての調整・準備(尼崎市)</li> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、避難方向・距離地図を示した避難所案内ステッカーを継続して設置(伊丹市)</li> <li>9施設に避難所標識設置(三田市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害別明示の避難所表示の設置(宝塚市)</li> <li>市内の緊急避難場所・避難所を対象にJISのピクトグラムや多言語、やさしい日本語などを用いた案内表示板をすでに設置している。(神戸市)</li> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、避難方向・距離地図を示した避難所案内ステッカーを継続して設置(伊丹市)</li> <li>各避難所の災害種別に応じた使用可否の表示を実施(西宮市)</li> <li>誘導板107枚設置(尼崎市)</li> <li>案内板7枚設置(尼崎市)</li> <li>指定避難所、地区避難所入口に設置済(丹波篠山市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導板約300枚設置(尼崎市)</li> <li>指定避難所、地区避難所入口に設置済(丹波篠山市)</li> </ul>
(4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧(備える)	①水害に備えるまちづくりへの誘導	水害に備えたまちづくりの実現に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害リスクに対する認識の向上</li> <li>減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導等【県、市】</li> </ul>	危険度マップの作成と同マップの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民向け防災ガイドブック(地区防災計画)の作成支援を4地区で実施(西宮市)</li> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、海拔を示したステッカーを継続して設置している。また、要配慮者利用施設の管理者向けに、避難確保計画作成に関する説明会において、水害リスクの啓発を実施。(伊丹市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民向け防災ガイドブック(地区防災計画)の作成支援を2地区で実施(西宮市)</li> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、海拔を示したステッカーを継続して設置している。また、要配慮者利用施設の管理者向けに、避難確保計画作成に関する説明会において、水害リスクの啓発を実施。(伊丹市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害リスク啓発の出前講座56回(尼崎市)</li> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、海拔を記したステッカーを継続して設置(伊丹市)</li> <li>ハザードマップの配布、市HP掲載(三田市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内約170箇所のコミュニティ掲示板に、標高表示ステッカー掲示、指定避難所126箇所に災害種別図記号表示プレート設置(伊丹市)</li> <li>水害リスク啓発の出前講座71回(尼崎市)</li> </ul>	集計中
	②重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室へ)	建物の耐水化等の検討・実施	実績なし	実績なし	実績なし	4施設	3施設

		図る	の浸水を防止等【県、市】																																																																							
	③水害に備える共済制度の加入促進	水害に対する共済制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	フェニックス共済加入率 15% (県) (当面の目標)	加入率 9.6% (うち、7.1%)	加入率 9.5% (うち、7.0%)	加入率 9.4% (うち、7.0%)	加入率 9.4% (うち、7.0%)	集計中																																																																	
					<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>目標</td><td>R3年度実績</td><td>累計</td></tr> <tr><td></td><td>15%</td><td>—</td><td>9.6%</td></tr> <tr><td>加入戸数</td><td>約26万戸※</td><td>2戸増</td><td>169,621戸</td></tr> <tr><td colspan="4">※対象戸数177万戸×15%</td></tr> </table>	加入率	目標	R3年度実績	累計		15%	—	9.6%	加入戸数	約26万戸※	2戸増	169,621戸	※対象戸数177万戸×15%				<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>目標</td><td>R4年度実績</td><td>累計</td></tr> <tr><td></td><td>15%</td><td>—</td><td>9.5%</td></tr> <tr><td>加入戸数</td><td>約26万戸※</td><td>1,981戸減</td><td>167,640戸</td></tr> <tr><td colspan="4">※対象戸数177万戸×15%</td></tr> </table>	加入率	目標	R4年度実績	累計		15%	—	9.5%	加入戸数	約26万戸※	1,981戸減	167,640戸	※対象戸数177万戸×15%				<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>目標</td><td>R5年度実績</td><td>累計</td></tr> <tr><td></td><td>15%</td><td>—</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>加入戸数</td><td>約26万戸※</td><td>748戸減</td><td>166,892戸</td></tr> <tr><td colspan="4">※対象戸数177万戸×15%</td></tr> </table>	加入率	目標	R5年度実績	累計		15%	—	9.4%	加入戸数	約26万戸※	748戸減	166,892戸	※対象戸数177万戸×15%				<table border="1"> <tr><td>加入率</td><td>目標</td><td>R6年度実績</td><td>累計</td></tr> <tr><td></td><td>15%</td><td>—</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>加入戸数</td><td>約26万戸※</td><td>775戸減</td><td>166,117戸</td></tr> <tr><td colspan="4">※対象戸数177万戸×15%</td></tr> </table>	加入率	目標	R6年度実績	累計		15%	—	9.4%	加入戸数	約26万戸※	775戸減	166,117戸	※対象戸数177万戸×15%					
加入率	目標	R3年度実績	累計																																																																							
	15%	—	9.6%																																																																							
加入戸数	約26万戸※	2戸増	169,621戸																																																																							
※対象戸数177万戸×15%																																																																										
加入率	目標	R4年度実績	累計																																																																							
	15%	—	9.5%																																																																							
加入戸数	約26万戸※	1,981戸減	167,640戸																																																																							
※対象戸数177万戸×15%																																																																										
加入率	目標	R5年度実績	累計																																																																							
	15%	—	9.4%																																																																							
加入戸数	約26万戸※	748戸減	166,892戸																																																																							
※対象戸数177万戸×15%																																																																										
加入率	目標	R6年度実績	累計																																																																							
	15%	—	9.4%																																																																							
加入戸数	約26万戸※	775戸減	166,117戸																																																																							
※対象戸数177万戸×15%																																																																										

<凡例> (県) : 全県の合計値、(同) : 関係4県民局全体の合計値、(市) : 流域7市域全体の合計値、(圏) : 武庫川流域+ (尼崎・西宮両市の南部地域) の合計値

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4
<ul style="list-style-type: none"> <li>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】 流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。県では「みんなで取り組む総合治水展」を開催した。また、県と市では防災の担い手となる人材育成のため、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。</li> <li>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】 県は氾濫予測システムの運用を継続するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。また平成30年6月よりNHK データ放送に加え、Yahoo! JAPAN でも河川監視カメラ (CCTV) の画像配信を開始した。さらに配信能力向上のためシステム改修を実施した。市では工夫を凝らした訓練を実施。また、防災無線については機器の増設とともに、機器更新も実施。今後も県・市ともに住民に提供する防災情報のさらなる充実に努めていく。</li> <li>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】 県は水防法改正を踏まえた浸水想定区域図を公表。流域各市では水害リスクの啓発や要配慮者利用施設の避難計画作成啓発を進めるとともに、公共施設の耐水化にも取り組んでいる。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。今後、県・市は水害に備える対策を幅広く検討し、実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】 流域各市においては、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。</li> <li>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】 県は避難に資する河川情報の提供に努め、県市共通で減災対策の推進を進めた。</li> <li>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】 流域各市では水害リスクの啓発や要配慮者利用施設の避難計画作成啓発を進めている。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。</li> </ul>
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7
<ul style="list-style-type: none"> <li>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】 県立人と自然の博物館にて「知ろう！学ぼう！総合治水展」を開催し、水害リスクに対する認識の向上に努めた。</li> <li>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】 県は避難に資する河川情報の提供に努め、県市共通で減災対策の推進を進めた。</li> <li>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】 流域各市では水害リスクの啓発や要配慮者利用施設の避難計画作成啓発を進めている。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【水害リスクに対する認識の向上 (知る)】 県立人と自然の博物館にて「知ろう！学ぼう！総合治水展」を開催し、水害リスクに対する認識の向上に努める。</li> <li>【情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)】 県は避難に資する河川情報の提供に努め、県市共通で減災対策の推進を進めた。</li> <li>【的確な避難のための啓発 (逃げる)】 流域各市では水害リスクの啓発や要配慮者利用施設の避難計画作成啓発を進めている。また隣接市との避難所活用など連携協定等にも取り組んでいる。</li> </ul>

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
引き続き情報提供、水防体制の強化、避難体制の充実に取り組んでいく。

【その他、学官協働等の取組内容 (3. (3) ②共助の取組みの推進)】

[尼崎市]

(R3年度)

- 県立尼崎小田高校看護医療「あまおだかんご」にて災害時要配慮者の支援について、「尼崎市要支援者見守り・支え合い事業」を実施し、生徒が要支援者への自宅を民生児童委員と一緒に訪問し、日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んだ。また、「あまおだ減災フェス」を開催し、地域住民と防災・減災について考える時間を共有し、地域の防災力向上を目指した。
- 県立尼崎小田高校国際探求「members of a society」において、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを目標として「災害時の多言語対応-外国人居住者への支援を中心に-」生徒が防災の基礎知識を学び、災害時や非常時に外国人居住者が直面する問題をインタビューとアンケートを用いて調査し、その解決策を基に、ハザードマップに多言語対応のQRコードを記載することを災害対策課に提案した。
- 県立尼崎小田高校普通科探求「あまおだ減災フェス」において、生徒が地域の高齢者等を対象に、民生児童委員との協働活動による「尼崎市要支援者見守り・支え合い事業」の見守り・ささえあい協力員として見守り訪問を行った。また、地域の高齢者との顔の見える関係づくりとして、訪問型の見守りの他、ふれあいサロンを実施し地域の高齢者に参加してもらい交流を深めた。また、コロナ禍でも災害は発生するという想定のもと、夏休み期間中を利用して、地域学校協働本部が主催する防災スクールに参加し、自助や共助の大切さを地域住民とともに学び高校生として災害時に支援できる体制づくりを検討した。

- ・関西大学近藤誠司研究室において、難病患者・障害児者・高齢者などの要配慮者は防災対策の促進に苦慮しているため、学生が要配慮者に対する支援手法に関する課題の検討と情報発信を行った。具体的な取組として、FMあまがさきの中で「ぼうさいアイアイ」という防災福祉番組を2018年10月14日から183回もの放送を継続した。今後は、WEBサイト上でより多くの人が視聴できるよう「ぼうさいアイアイ聞き逃しサービス」を展開する。また、尼崎市難病患者団体連絡協議会との難病患者・障害児者の防災対策に関する交流シンポジウムは、コロナ禍の影響により次年度に延期することとなったが、来場者を集めず「コロナ災害を乗り越える～防災福祉ミーティング～」をテーマとし、コロナ禍での当事者や支援者の取組と想いのスピーチをビデオ録画してYouTube配信を行った。
- ・関西国際大学児童文化研究会において、将来保育士・幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生が、子どもたちの命を守る上で必要な防災の知識を読み聞かせグループと連携し、創作絵本や紙芝居によりイベントを通して地域の親子に伝えた。
- ・関西国際大学地域防災プロジェクトチームにおいて、将来、福祉や教育職を目指す防災士の資格を取得した学生が、地域の自主防災会の防災訓練に参加し、地域の防災体制について学んだ。防災訓練の参加を通じて、自主防災の現状を知り、普及や啓発活動について検討を行い、地域の高齢者に対して「防災」をテーマとした地域交流イベントを企画したが、コロナ禍により延期することとなった。また、地元の高校が主催する「あまおだ減災フェス」において、「避難所運営ゲーム」を行い、多くの地域住民への防災・減災の啓発に貢献した。

(R4年度)

- ・コロナ禍でも災害は発生するという想定のもと、夏休み期間中を利用して、地域学校協働本部が主催する防災スクールに参加し、自助や共助の大切さを地域住民とともに学び高校生として災害時に支援できる体制づくりを検討した。
- ・関西大学近藤誠司研究室において、難病患者・障害児者・高齢者などの要配慮者は防災対策の促進に苦慮しているため、学生が要配慮者に対する支援手法に関する課題の検討と情報発信を行った。具体的な取組として、FMあまがさきの中で「ぼうさいアイアイ」という防災福祉番組を2018年10月14日から183回もの放送を継続した。今後は、WEBサイト上でより多くの人が視聴できるよう「ぼうさいアイアイ聞き逃しサービス」を展開する。
- ・関西国際大学児童文化研究会において、将来保育士・幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生が、子どもたちの命を守る上で必要な防災の知識を読み聞かせグループと連携し、創作絵本や紙芝居によりイベントを通して地域の親子に伝えた。

(R5年度)

- ・県立尼崎小田高校「あまおだかんご」にて地域住民と防災・減災について考える「あまおだ減災フェス」の開催や、自閉症スペクトラムの方が避難所へ避難したときを題材にした劇を制作した。また、防災とフレイル予防について学びを深め、バランスのとれる防災食レシピやフレイル防災体操の制作や啓発活動を行った。
- ・「県立尼崎小田高校国際探求 member of a society」において地域の防災士や外国人とともに、防災クイズや防災に関するアンケートなどのイベントを行った。
- ・「武庫荘総合高校むこっ子防災キャラバン」において、市民まつりや武庫まつりにて子どもたちと一緒に防災ボトルを作るワークショップの開催や、イベントに参加した高齢者に防災ボトルの紹介と配付を行った。また、地域の防災訓練に参加し、地域の方々と一緒に防災マップ更新の街歩きや、避難行動要支援者のご自宅に、防災ボトルや応急給水訓練で配付された飲料水を届けた。

(R6年度)

防災学習の支援として、若い世代が地域防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつないだほか、学生等が地域や当事者団体、社会福祉施設と協働する防災訓練等の支援を行った。(R6：7校77回)主な活動は以下のとおり。

【関西大学 社会安全学部 近藤ゼミ】

- ・難病患者・障害児者・高齢者などの要配慮者に対する「防災福祉力」向上策の検討
- ・尼崎市難病団体連絡協議会と連携した「要配慮者災害シンポジウム」の実施

【関西国際大学 教育学部 教育福祉学科 福祉学専攻ゼミ】

- ・要配慮者との交流の場として「防災サロン」を実施

【兵庫県立尼崎小田高等学校看護医療・健康類型/普通科】

- ・「あまおだ防災訓練」で“フレイル予防にもつながる防災食”の周知啓発

【兵庫県立武庫荘総合高等学校 総合学科】

- ・生徒が考案した、災害時に役立つグッズを入れた「携帯用防災ボトル」の普及
- ・小学生や保護者向けに防災教育を広める「防災運動会」の実施

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用	実施目標 既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。
	施策の概要 河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間(平成5~16年)の最小の濁水流量が1.43m <sup>3</sup> /sであり、概ね正常流量(1.5m <sup>3</sup> /s)を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水利用の促進に努める。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)						
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7		
(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握	取水実態の把握	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。				許可水利権への切替えはなし	許可水利権への切替えはなし	許可水利権への切替えはなし	許可水利権への切替えはなし	許可水利権への切替えはなし	許可水利権への切替えはなし	許可水利権への切替えはなし
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進(関係機関連携)	節水の啓発・水利用の合理化	普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことによって、漏水の防止・有収率の向上を図る。				<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な水融通を行う連絡管の工事(企業庁)</li> <li>定期的な巡回点検等により施設や管路の異常の有無を確認し、適宜、台帳に反映させている。(神戸市)</li> <li>1週間に一度、水利用施設の維持管理のため職員による目視点検を実施。1年に一度、業者による点検整備を実施(尼崎市)</li> <li>雨水貯留タンク設置助成2件(伊丹市)</li> <li>感染症対策のため啓発活動は行っていない。(宝塚市)</li> <li>懸垂幕、HP掲載、メール配信、メディア(新聞記事)(三田市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三田西宮連絡管が完了(企業庁)</li> <li>定期的な巡回点検等により施設や管路の異常の有無を確認し、適宜、台帳に反映(神戸市)</li> <li>1週間に一度、水利用施設の維持管理のため職員による目視点検を実施。1年に一度、業者による点検整備を実施(尼崎市)</li> <li>懸垂幕、HP掲載、メール配信、メディア(新聞記事)(三田市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三田西宮連絡管を使用することにより、供給範囲拡大による適正な水利用を図る(企業庁)</li> <li>定期的な巡回点検等により施設や管路の異常の有無を確認し、適宜、施設の補修等の情報を台帳に反映させている。配水池等の構造物は、適切な点検のもと、損傷や劣化が進行する前に補修や防水塗装の更新等予防保全に取組んでいる。(神戸市)</li> <li>節水についてホームページで啓発(宝塚市)</li> <li>1週間に1度、職員による目視点検を実施。(尼崎市)</li> <li>水道事業における浄水場および送水管路の各施設について、定期的な点検を実施。(企業庁)</li> <li>配水池内面防水工事を実施(2施設)(神戸市)</li> <li>職員による目視点検を日に2度実施(宝塚市)</li> <li>濁水時のみ広報誌、懸垂幕、横断幕にて節水の啓発を実施。(伊丹市)</li> <li>節水について市ホームページで周知、県管理ダムの施設管理(丹波篠山市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な巡回点検等により施設や管路の異常の有無を確認し、適宜、施設の補修等の情報を台帳に反映させている。配水池等の構造物は、適切な点検のもと、損傷や劣化が進行する前に補修や防水塗装の更新等予防保全に取組んでいる。(神戸市)</li> <li>節水についてホームページで啓発(宝塚市)</li> <li>1週間に1度、職員による目視点検を実施。(尼崎市)</li> <li>水道事業における浄水場および送水管路の各施設について、定期的な点検を実施。(企業庁)</li> <li>職員による目視点検を日に2度実施(宝塚市)</li> <li>濁水時のみ広報誌、懸垂幕、横断幕にて節水の啓発を実施。(伊丹市)</li> <li>節水について市ホームページで周知、県管理ダムの施設管理(丹波篠山市)</li> </ul>			
		雨水・再生水利用の促進(各戸への雨水貯留タンクの設置)	普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進	再掲助成基数 58件 <sup>(市)</sup> (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計1,633件 <sup>(市)</sup> ]	再掲助成基数 101件 <sup>(市)</sup> (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計1,734件 <sup>(市)</sup> ]	再掲助成基数 87件 <sup>(市)</sup> (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計1,821件 <sup>(市)</sup> ]	再掲助成基数 78件 <sup>(市)</sup> (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計1,893件 <sup>(市)</sup> ](土木部上下水道課)	再掲助成基数(予定)104件 <sup>(市)</sup> (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市の合計) [累計(予定)1,997件 <sup>(市)</sup> ](土木部上下水道課)					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度については、正常流量1.5m<sup>3</sup>/sを概ね確保できている。</li> <li>・事業予定箇所が存在する13件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・節水の啓発については、今後も引き続き、ホームページでの啓発に取り組んでいく。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4年度も、正常流量1.5m<sup>3</sup>/sを確保できている。</li> <li>・事業予定箇所が存在する13件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・節水の啓発については、今後も引き続き、啓発に取り組んでいく。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5年度は、冬期に正常流量1.5m<sup>3</sup>/sを下回る時期があったが、概ね確保できている。</li> <li>・事業予定箇所が存在する慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・R6年度は、正常流量1.5m<sup>3</sup>/sを確保できている。</li> <li>・事業予定箇所が存在する慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R7年度は、冬期に正常流量1.5m<sup>3</sup>/sを下回る時期があったが、概ね確保できている。</li> <li>・事業予定箇所が存在する慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。</li> <li>・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。</li> </ul>	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
<p>流水の利用の適正化と適正な水利用の推進を目指し、引き続き取り組みを進める。</p>

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 2 緊急時の水利用 (1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用	実施目標 渇水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。
	施策の概要 渇水時には、渇水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による渇水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。震災などの緊急時には、河川水を利用できるよう配慮する。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
(1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(渇水時) 渇水調整会議※等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	渇水の状況に応じて実施				点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施				広域的な水融通を行う連絡管の工事中。(県企業庁)	千苺ダムの治水活用において、三田西宮連絡管との連結工事完了(県企業庁)	R4年度に三田西宮連絡管(千苺ダムの治水活用)の連結工事完了(県企業庁)	三田西宮連絡管の完成区間について供用中。(県企業庁)	長期的な水需要を把握するため、受水団体に対して水需要調査を実施。(県企業庁)
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消火用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施				点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。	点検指標に該当する事案がなかったため未実施。

※渇水時に渇水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>・給水ネットワークの整備は、県企業庁が広域的な水融通を行う連絡管整備に着手している。各市町水道事業は、現在の水需要に対し、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能ため、当面の間事業着手は行わない。今後の水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>・給水ネットワークの整備は、千苺ダムの治水活用において、三田西宮連絡管との連結工事完了した。各市町水道事業は、現在の水需要に対し、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能ため、当面の間事業着手は行わない。今後の水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>・給水ネットワークの整備は、R4年度に三田西宮連絡管(千苺ダムの治水活用)との連結工事完了した。各市町水道事業は、現在の水需要に対し、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能ため、当面の間事業着手は行わない。今後の水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。</li> </ul>
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渇水や震災等の災害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>・三田西宮連絡管の完成区間について、供用を行っており、安定した給水が行える様、維持管理に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渇水や震災等の災害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。</li> <li>・三田西宮連絡管の更なる有効利用に向けて、受水団体に対して、長期的な水需要の動向把握に努める。</li> </ul>	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
水需要の動向を踏まえ、引き続き取り組みを実施する。

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 3 健全な水循環の確保	<b>実施目標</b>	兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保
<b>施策の概要</b>	流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。 なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。		

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
			3. 健全な水循環の確保			流域水循環把握に必要なデータの収集				雨量、水位、低水量、地下水位、県管理ダム貯水位等のデータを蓄積	雨量、水位、低水量、地下水位、県管理ダム貯水位等のデータを蓄積
	森林、農地、ため池の整備や適正な管理 (関係機関連携)	再掲 人工林の間伐等 (関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)				202ha <sup>市</sup>	190ha <sup>市</sup>	165ha <sup>市</sup>	179ha <sup>市</sup>	集計中
		再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	今後検討	104ha <sup>市</sup>	113ha <sup>市</sup>	109ha <sup>市</sup>	143ha <sup>市</sup>	集計中
		再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導 (混交林整備)	100ha 着手 <sup>市</sup> (篠山市域での施工面積)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	今後検討	16ha <sup>市</sup>	0ha <sup>市</sup>	0ha <sup>市</sup>	0ha <sup>市</sup>	集計中
		再掲 水田の保全 (関係機関連携・農業者連携)	10,141ha <sup>市</sup> 優良農地(農振農用地)	10,157ha <sup>市</sup> 優良農地(農振農用地)	10,014ha <sup>市</sup> 優良農地(農振農用地)	9,993ha <sup>市</sup> 優良農地(農振農用地)	10,025ha <sup>市</sup>	10,025ha <sup>市</sup>	再掲10,025ha <sup>市</sup>	10,022ha <sup>市</sup> (R5 末時点面積)	10,023ha <sup>市</sup> (R6 末時点面積)
		ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備				・ため池整備事業及びため池定期点検の実施	・ため池整備事業及びため池定期点検の実施	・ため池整備事業及びため池定期点検の実施	・ため池整備事業及びため池定期点検の実施	・ため池整備事業及びため池定期点検の実施
		再掲 透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進				・約 5,000 m <sup>2</sup> ( <sup>局</sup> ) (神戸市域除く)	・約 3,800 m <sup>2</sup> ( <sup>局</sup> ) (神戸市域除く)	再掲約 5,000 m <sup>2</sup> ( <sup>局</sup> ) (神戸市域除く)	再掲・約 7,000 m <sup>2</sup> ( <sup>局</sup> ) (神戸市域除く)(土木部道路企画課)	再掲・約 10,500 m <sup>2</sup> ( <sup>局</sup> ) (神戸市域除く)(土木部道路企画課)
	貯留浸透施設の整備 (関係機関連携)	再掲 浸透ます等の整備 (道路側溝の浸透化)	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施				・約 3.4 km( <sup>市</sup> ) (尼崎市 0.3 km、西宮市 3.1 km) [累計約 194.4 km( <sup>市</sup> )]	・約 2.3 km( <sup>市</sup> ) (尼崎市 0.9 km、西宮市 1.4 km) [累計約 196.7 km( <sup>市</sup> )]	再掲0 km( <sup>市</sup> ) [累計約 196.7 km( <sup>市</sup> )] ・宅内浸透柵 (宝塚市 1箇所、伊丹市 576箇所、西宮市 228箇所) ・宅内浸透トレンチ L=1981m ・浸透側溝 L=26m	再掲・0 km( <sup>市</sup> ) [累計約 196.7 km( <sup>市</sup> )] ・宅内浸透柵 (伊丹市 492基、西宮市 117箇所) ・宅内浸透トレンチ L=607m(西宮市) ・宅内浸透側溝 L=42m(西宮市)	再掲・0 km( <sup>市</sup> ) [累計約 196.7 km( <sup>市</sup> )] ・宅内浸透柵 (宝塚市 46箇所)

※ 100ha=1km2

<凡例> (流) : 武庫川流域内の合計値、(局) : 関係4県民局の合計値、(市) : 流域7市域全体の合計値

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3～R7]）		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、事業計画に基づき引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所で歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約3.4kmの整備が実施された。</li> <li>今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備は、引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所で歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設(道路側溝、宅内排水等)については、尼崎市、西宮市で約2.3kmの整備が実施された。</li> <li>今後も健全な水循環を目指して、流域水環境の把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備は、引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する浸透化推進策については、流域市の施設整備と併せて宅内浸透樹、宅内浸透トレンチ、浸透側溝等の設置を行った。</li> <li>今後も健全な水循環を目指して、流域水環境の把握に努める。</li> </ul>
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備は、引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する浸透化推進策については、流域市の施設整備と併せて宅内浸透樹、宅内浸透トレンチ、浸透側溝等の設置を行った。</li> <li>今後も健全な水循環を目指して、流域水環境の把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。</li> <li>水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備は、引き続き整備に取り組んでいく。</li> <li>水循環に寄与する浸透化推進策については、流域市の施設整備と併せて宅内浸透樹、宅内浸透トレンチ、浸透側溝等の設置を行った。</li> <li>今後も健全な水循環を目指して、流域水環境の把握に努める。</li> </ul>	
4. 改善（A）（第4期 [R8～R12] に向けて）		
引き続き健全な水循環の確保に向けて取り組む。		

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第3節 河川環境の整備と保全に関する事項                  1 動植物の生活環境の保全・再生                  (1)「2つの原則」の適用にあたっての考え方                  (2)「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策                  ① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。                  (武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出                  (武庫川下流部掘込区間) 礫河原の再生                  (武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。                  (水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会*の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。)                  ※「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会</p>	

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
			1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等ととりまとめた手引きの作成	手引きの作成	手引き作成	-	-	-			
	「2つの原則」のパンフレット作成	パンフレットの作成	パンフレットの作成(完了)	-	-	-						
	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	・行政手続きの迅速化 ・技術面でのサポート	地域住民や団体等の要望に応じて実施				市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベント等の後援、イベントに参加	市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベント等の後援、イベントに参加	市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベント等の後援、イベントに参加	市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベント等の後援、イベントに参加	市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベント等の後援、イベントに参加	
(1)「2つの原則」の適用にあたっての考え方	河川整備に際しての「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施				・関係機関協力のもと、ツクシガヤの保護を実施(武庫川) ・関係機関協力のもと、オオサンショウウオ等の保護を実施(羽束川、黒川) ・武庫川上流部において「川づくり計画図」等に基づき工事を実施	・武庫川上流部において専門家の意見を聴くとともに工事完了後のモニタリングを継続	・武庫川上流部においてモニタリングを継続 ・関係機関協力のもと、ツクシガヤ、オオサンショウウオの調査・保護等を実施(武庫川) ・関係機関協力のもと、オオサンショウウオの調査・保護等を実施(羽束川)	・武庫川上流部においてモニタリングを継続 ・関係機関協力のもと、オオサンショウウオの調査・保護等を実施(武庫川)	・武庫川上流部においてモニタリングを継続 ・関係機関協力のもと、オオサンショウウオの調査・保護等を実施(波豆川)	
	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施				仁川合流点の除伐・土砂撤去に際し、事前に市民団体と立会いし、現地で討論しながら除伐範囲、淵の再生などを実施	生物の移動の支障となっている3号床止の改築に着手	生物の移動の支障となっている1号床止工の撤去及び2号床止の改築に着手	生物の移動の支障となっている潮止堰を完全倒伏	生物の移動の支障となっている1号床止工の撤去及び2,3号床止の改築工事完成	
(2)「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	① 下流部築堤区間	魚類等の移動の連続性確保	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	-	-	・潮止堰撤去着手 ・1号床止工着手・撤去	潮止堰撤去完了	潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置	潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置	・潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置 ・潮止堰撤去前の河川環境調査(水質・魚類底生生物調査)を実施	潮止堰撤去に先立ち、潮止施設(矢板)を設置	潮止堰撤去(左岸)に着手
			上流側床止め魚道改良	-	-	-	2号・3号床止工の撤去又は改築に併せて実施	下流部(1~8号床止工)でアユの遡上・分布調査を実施	下流部(1~8号床止工)でアユの遡上・分布調査を実施	下流部(1~8号床止工)でアユの遡上・分布調査を実施	下流部(1~8号床止工)でアユの遡上・分布調査を実施	下流部(1~8号床止工)でアユの遡上・分布調査を実施
			干潟の創出	水制工等の設置	-	-	-	河床掘削等による流下能力拡大の後、実施	-	-	-	-

	② 下流部 掘込区 間	礫河原と瀬・ 淵の再生	現状の砂州形 状や礫河原の 比高を考慮し た河床掘削	河川改修にあわせて実施		・下流部掘込区間で、同 計画に基づいた河床掘 削の工事を実施	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし			
		外来植物の 除去	・河床掘削に よるシダレズ ズカヤの除去 ・関係機関や 地域住民と連 携したシダレズ ズカヤの除去	河川改修にあわせて実施		・市民団体主催の特定外 来種オオキンケイギク 駆除イベントに参加	河床堆積土砂の維持掘削 に伴ってシダレズズカヤの 撤去を実施	市民団体主催の特定外来 種オオキンケイギク駆除 イベントに参加	市民団体主催の特定外来 種オオキンケイギク駆除 イベントに参加	市民団体主催の特定外来 種オオキンケイギク駆除 イベントに参加			
		代償措置と しての礫河 原の再生	区間外での礫 河原の再生	必要に応じて実施		—	—	—	—	—			
	③ 上流 部	移動性が低 い生物の移 植対策	オグラコウホ ネ等の植物や カタハガイ等 の二枚貝類の 移植対策	河川改修にあわせて実施	—	・オグラコウホネの保全 対策として生育地を1 箇所創出し、移植株の 生育を経過観察 ・二枚貝の移植を実施	・オグラコウホネの保全 対策として、移植株の 生育を経過観察を実施 ・二枚貝の経過観察	・オグラコウホネの復元 完了(避難移植してい た株を元の生育地付近 へ移植完了)	実績なし	予定なし			
		みお筋の再 生	現況と同様の 蛇行部確保	河川改修にあわせて実施	—	みお筋、ワンドの再生な ど、河川改修区間におい て実施	—	—	実績なし	予定なし			
		瀬・淵の再生	河道が直線的 で河床勾配が 一定な区間で の木杭や根固 工等の設置	河川改修にあわせて実施	—								
		ワンド・たま りの再生	・河床の横断 方向に傾斜 や凹凸をつ け冠水頻度 に変化 ・ワンド・た まりの再生	河川改修にあわせて実施	—								
		オギ群集の 再生	現地発生した 表土の再利用	河川改修にあわせて実施	—								
		代償措置と しての瀬・淵 やワンド等 の創出	区間外での 瀬・淵やワンド 等の創出	必要に応じて実施							区間内で瀬・淵やワンド を創出しているため、区 間外での代償措置の必要 なし	—	—

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
(武庫川下流部築堤区間) ・下流部 1~8 号床止工付近でアユの遡上調査を実施。調査結果や専門家の意見を踏まえ、2号・3号床止工において緩傾斜落差工の詳細設計を実施。 (武庫川下流部掘込区間) ・川づくり計画にあわせ比高を考慮した河床掘削工事を実施。 (武庫川上流部) ・オグラコウホネ生育地流失について、残った 1 箇所の生育状況を継続観察(良好に生育)。 ・トゲナベブタムシの生息が増加。 ・今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。	(武庫川下流部築堤区間) ・下流部 1~8 号床止工付近でアユの遡上調査を実施。調査結果や専門家の意見を踏まえ、3号床止工の全断面魚道改築工事に着手。 (武庫川上流部) ・オグラコウホネ生育地流失について、残った 1 箇所の生育状況を継続観察(良好に生育)。 ・トゲナベブタムシの生息が増加。 ・今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。	(武庫川下流部築堤区間) ・下流部 1~8 号床止工付近でアユの遡上調査を実施。調査結果や専門家の意見を踏まえ、1号床止工の撤去及び2号床止工の全断面魚道改築工事に着手。 ・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加 ・潮止堰撤去に向けて、河川環境調査(河川の水質・魚類底生生物調査)を実施した。 (武庫川上流部) ・モニタリングを継続 ・オグラコウホネの復元完了(避難移植していた株を元の生育地付近へ移植完了) ・関係機関協力のもと、ツクシガヤ、オオサンショウウオの調査・保護等を実施
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
(武庫川下流部築堤区間) ・下流部 1~8 号床止工付近でアユの遡上調査を実施。調査結果や専門家の意見を踏まえ、1号床止工の撤去及び2号床止工の全断面魚道改築工事に着手。 ・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加 ・潮止堰撤去に向けて、河川環境調査(河川の水質・魚類底生生物調査)を実施した。 ・潮止施設(矢板)設置が完了したため、潮止堰を完全倒伏。 (武庫川上流部) ・モニタリングを継続 ・オグラコウホネの復元完了(避難移植していた株を元の生育地付近へ移植完了) ・関係機関協力のもと、ツクシガヤの調査・保護等を実施 ・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加	(武庫川下流部築堤区間) ・下流部 1~8 号床止工付近でアユの遡上調査を実施。調査結果や専門家の意見を踏まえ、1号床止工の撤去及び2号床止工の全断面魚道改築工事が完成。 ・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加 ・潮止堰撤去に向けて、河川環境調査(河川の水質・魚類底生生物調査)を実施する。 ・潮止施設(矢板)設置が完了したため、潮止堰撤去工事(左岸)に着手。 ・関係機関協力のもと、オオサンショウウオの調査・保護等を実施。 ・市民団体主催の特定外来種オオキンケイギク駆除イベントに参加。	
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)		
引き続き生物生息環境の保全・再生に取り組む。		

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり	実施目標 アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。
施策の概要	関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。	

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )					2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7	
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)						
(3)天然アユが遡上する川づくり	関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上</li> <li>産卵場及び稚魚期の生息場所の確保</li> <li>必要に応じた生息実態の追加調査等</li> </ul>	魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。				<ul style="list-style-type: none"> <li>アユの遡上・分布調査を継続実施。</li> <li>魚類等の移動を考慮した2号、3号床止工の詳細設計を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アユの遡上・分布調査を継続実施。</li> <li>魚類等の移動を考慮した3号床止工の全断面魚道改築工事に着手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚類等の移動を考慮した1号床止工の撤去及び2号床止工の全断面魚道改築工事に着手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚類等の移動を考慮し、汽水気の拡大を図るため、潮止堰を完全倒伏。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚類等の移動を考慮した1号床止工の撤去及び2,3号床止工の全断面魚道改築工事が完成、潮止堰撤去工事(左岸)に着手。</li> </ul>	

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
(武庫川下流部築堤区間) ・下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果や専門家の意見を踏まえ、2号、3号床止工の詳細設計を実施。	(武庫川下流部築堤区間) ・下流部1~8号床止工付近でアユの遡上調査を実施。その結果や専門家の意見を踏まえ、3号床止工の全断面魚道改築工事に着手。	(武庫川下流部築堤区間) ・引き続きアユの遡上調査を実施するとともに、魚類の移動を阻害していた1~3号床止工の撤去及び改築を継続している。
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
・引き続きアユの遡上調査を実施するとともに、魚類の移動を阻害していた1~3号床止工の撤去及び改築を継続している。	・引き続きアユの遡上調査を実施するとともに、魚類の移動を阻害していた1~3号床止工の撤去及び改築を完成した。 ・潮止堰の撤去工事(左岸)に着手。	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
1号床止工の撤去、2号床止工と3号床止工の改築および潮止堰の転倒が完了したため、河口から新名神付近までの魚道の連続性が保たれている。アユの生息実態の追加調査について、引き続き実施していく。

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な景観の保全・創出	実施目標 自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。
施策の概要	武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜つつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 ( D )				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
2. 良好な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の生態系の保全</li> <li>自然素材や多自然工法の採用</li> <li>建造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮</li> </ul>	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。				(下流部築堤区間) ・護岸工事では、自然石や武庫川産の石材を使用した製品を活用 (上流部) ・武庫川らしい景観を保全するため、オギ群落の再生に向けた現地表土の再利用を実施。	(下流部築堤区間) ・護岸工事では、自然石や武庫川産の石材を使用した製品を活用	(下流部築堤区間) ・護岸工事では、自然石や武庫川産の石材を使用した製品を活用 (上流部) ・ポーラスコンクリートブロックの使用、コンクリート構造物への化粧型枠の使用 (三田)	(下流部築堤区間) ・護岸工事では、自然石や武庫川産の石材を使用した製品を活用 (上流部) ・ポーラスコンクリートブロックの使用	(下流部築堤区間) ・護岸工事では、自然石や武庫川産の石材を使用した製品を活用
		治水上支障がない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景	堤内地等治水上支障がなく、地域住民等の理解と協力が得られた箇所について緑化修景。				・堤防強化工事で掘削した法面等を張芝で復旧し、緑化修景 (神戸土木)	・実績なし	・実績なし	・実績なし	・予定なし
		<下流部築堤区間> 樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等	樹木伐採を必要最小限とする河道計画、施工方法等の検討	—	(下流部築堤区間) 武庫川を特徴付ける松やサクラを可能な限り保全しながら工事を実施。	(下流部築堤区間) 武庫川を特徴付ける松やサクラを可能な限り保全しながら工事を実施。	(下流部築堤区間) 武庫川を特徴付ける松やサクラを可能な限り保全しながら工事を実施。	(下流部築堤区間) 武庫川を特徴付ける松やサクラを可能な限り保全しながら工事を実施。	(下流部築堤区間) 武庫川を特徴付ける松やサクラを可能な限り保全しながら工事を実施。	(下流部築堤区間) 武庫川を特徴付ける松やサクラを可能な限り保全しながら工事を実施。	
	魅力ある河川景観の創出 (住民連携)	<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出	<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出等を検討	河川整備の進捗にあわせて実施	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく	今後、河川整備の進捗にあわせて実施していく	
地域のまちづくりにあわせた景観づくり (各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり	市の要請に応じて実施		・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。 ・三田駅付近武庫川部におけるパラペット部の洗浄・補修による美装化、親水のための高水敷区間の整備	・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努める。			

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
(下流部築堤区間) ・樹木の状況を把握するため、樹木調査(樹種、樹高、幹周等)を実施 ・工事に際しては、松、サクラ等の保全に配慮しながら実施。 ・下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。	(下流部築堤区間) ・工事に際しては、松、サクラ等の保全に配慮しながら実施。 ・下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。	(下流部築堤区間) ・工事に際しては、松、サクラ等の保全に配慮しながら実施。 ・下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 ・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
(下流部築堤区間) ・工事に際しては、松、サクラ等の保全に配慮しながら実施。 ・下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 ・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	(下流部築堤区間) ・工事に際しては、松、サクラ等の保全に配慮しながら実施。 ・下流部築堤区間での干潟創出等については、今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 ・除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた。	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
河川整備の進捗にあわせて引き続き良好な景観の保全・創出に向けた取り組みを行う。

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第3節 河川環境の整備と保全に関する事項                  3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保</p>	<p><b>実施目標</b> 人と河川の豊かなふれあい及び適正な河川利用の確保。</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。                  なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。</p>	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
<p>3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保</p>	<p>自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応</p>	<p>多様な要請への対応</p>	<p>地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間の工事では、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会を開催</li> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> <li>地域住民から要請を受けた出前講座も開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間の工事では、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会を開催</li> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間の工事では、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会、現場見学会を開催</li> <li>小学校の環境学習や高校生への自然科学学習のため、青野ダム見学を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間の工事では、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会、現場見学会を開催</li> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> <li>小学生の環境学習のため、武庫川低水敷で生物観察会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間の工事では、地域住民等の理解を得るため、現地の事業PR用掲示板を活用したほか、地元説明会、現場見学会を開催</li> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> <li>小学生の環境学習のため、武庫川低水敷で生物観察会を開催</li> </ul>
	<p>武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川利用の利便性の確保</li> <li>自然を生かした水辺の創出や施設の整備</li> </ul>	<p>関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河口部での干潟創出の前提となる護岸や潮止矢板の整備を推進</li> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> <li>青野ダムの多自然型魚道を観察する施設の公開・説明の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮止堰撤去に伴い汽水域が拡大する国道2号下流では、階段護岸やスロープを設置し、利便性の確保に努めた。</li> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> <li>青野ダムの多自然型魚道を観察する施設の公開・説明の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮止堰撤去に伴い汽水域が拡大する国道2号上下流では、階段護岸やスロープを設置し、利便性の確保に努めた。</li> <li>小学校の環境学習や高校生への自然科学学習のため、青野ダム見学を開催</li> <li>青野ダムの多自然型魚道を観察する施設の公開・説明の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> <li>青野ダムの多自然型魚道を観察する施設の公開・説明の実施</li> <li>小学生の環境学習のため、武庫川低水敷で水生生物観察会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校の環境学習として、青野ダム見学を開催</li> <li>青野ダムの多自然型魚道を観察する施設の公開・説明の実施</li> <li>小学生の環境学習のため、武庫川低水敷で水生生物観察会を開催</li> </ul>			
	<p>汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造(住民連携)</p>	<p>&lt;下流部築堤区間&gt; 魅力ある水辺とのふれあいの場の創造</p>	<p>河川整備の進捗にあわせて実施</p>	<p>河口部での干潟創出の前提となる河床掘削を実施</p>	<p>河口部での干潟創出の前提となる河床掘削を実施</p>	<p>河口部での干潟創出の前提となる河床掘削を実施</p>	<p>河口部での干潟創出の前提となる河床掘削を実施</p>	<p>河口部での干潟創出の前提となる河床掘削を実施</p>			

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3～R7]）		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の了解を得ながら、護岸等の工事を継続。さらなる住民理解を得ることを目的に、工事内容のわかる看板等を現場に設置。</li> <li>河口部の干潟については、今後河川改修の進捗にあわせて整備に着手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の了解を得ながら、護岸等の工事を継続。</li> <li>河川利用の利便性向上のため、階段護岸やスロープを設置。</li> <li>河口部の干潟については、今後河川改修の進捗にあわせて整備に着手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の了解を得ながら、護岸等の工事を継続。</li> <li>河川利用の利便性向上のため、階段護岸やスロープを設置。</li> <li>河口部の干潟については、今後河川改修の進捗にあわせて整備に着手。</li> </ul>
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の了解を得ながら、護岸等の工事を継続。</li> <li>河口部の干潟については、今後河川改修の進捗にあわせて整備に着手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、地元説明会の開催等の広報に努め、地元の了解を得ながら、護岸等の工事を継続。</li> <li>河口部の干潟については、今後河川改修の進捗にあわせて整備に着手。</li> </ul>	

4. 改善（A）（第4期 [R8～R12] に向けて）
引き続き人と河川の豊かなふれあいの確保に向けて取り組む。

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第3節 河川環境の整備と保全に関する事項                  4 水質の向上                  (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応                  (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上</p>	<p><b>実施目標</b> 関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>武庫川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指して、環境基準の水域類型の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れるとともに、下水道整備の推進、水質調査等の継続実施、水質事故への対応、わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上の取り組みを進める。</p>	

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7	
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)						
4. 水質の向上	(1) 下水道整備の推進	放流水のさらなる水質改善	下水処理施設の高度処理化 <上流処理区> 今後の汚水量の増加に応じて施設を増設(既存施設は高度処理化済)				既存施設(高度処理化済)で対応可能	既存施設(高度処理化済)で対応可能	既存施設(高度処理化済)で対応可能	既存施設(高度処理化済)で対応可能	既存施設(高度処理化済)で対応可能	
		合流式下水道改善事業等	<下流処理区> 合流式下水道緊急改善計画の目標達成	合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表し、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。	住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。	—	住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んだ。	下水道施設見学会の開催やマンホールカードの発行等下水道事業のPRの実施。雨水貯留・浸透施設の整備促進会議を通じて、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけた。	下水道施設見学会の開催やマンホールカードの発行等下水道事業のPRの実施。雨水貯留・浸透施設の整備促進会議を通じて、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけた。	下水道施設見学会の開催やマンホールカードの発行等下水道事業のPRの実施。兵庫県下水道事業担当者研修会を通じて、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけた。	下水道施設見学会の開催やマンホールカードの発行等下水道事業のPRの実施。兵庫県下水道事業担当者研修会を通じ、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけていく。	
	(2) 水質事故への対応	水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化(関係機関連携)	「武庫川水質連絡会議」※等との連携	継続して実施				・令和3年度の水質事故は0件。 ・「武庫川水質連絡会議」は1月、3月は書面開催。7月、10月はコロナ情勢のため開催せず。	令和4年度の水質事故は1件。 ・「武庫川水質連絡会議」はコロナ情勢のため開催せず。水質事故等の情報共有はその都度実施。	・令和5年度の水質事故は3件 ・「武庫川水質連絡会議」は書面にて開催。事故時は迅速な情報共有を実施している。	・令和6年度の水質事故は7件 ・「武庫川水質連絡会議」は書面にて開催。事故時は迅速な情報共有を実施している。	・令和7年度の水質事故は3件(令和8年12月時点) ・「武庫川水質連絡会議」は書面にて開催。事故時は迅速な情報共有を実施している。
	(3) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)	関係機関と連携し実施方策を検討				・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積 ・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、4硝酸態窒素、リン酸態リン)	・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積 ・流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD、4硝酸態窒素、リン酸態リン)	・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積	・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積	・武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積
(4) 水生植物による自然浄化機能の向上	河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	オギやヨシ等の水生植物の再生	実施方策を検討し順次実施				該当箇所(武庫川上流部)の工事に合わせ、水生植物の再生を実施	武庫川上流部において工事完了後のモニタリングを継続	武庫川上流部において工事完了後のモニタリングを継続	実績なし	・武庫川下流部において潮止堰の転倒を実施。転倒により、汽水域が拡大しており、今後河床掘削を行うことにより干潟の再生を期待している。	

※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業体で構成する連絡会議

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3～R7]）		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道整備については、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組んでいく。</li> <li>・水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。</li> <li>・水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業のPRの実施や、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけている。</li> <li>・水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。</li> <li>・水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業のPRの実施や、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけている。</li> <li>・水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。</li> <li>・水質事故等の際には関係機関への周知、情報共有に努めていく。</li> </ul>
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業のPRの実施や、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業のPRの実施や、市に対して貯留・浸透施設の取組を働きかけていく予定。</li> </ul>	

4. 改善（A）（第4期 [R8～R12] に向けて）	
引き続き、更なる水の「質」の向上をめざして取り組む。	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 1 河川の維持管理 (1) 維持・修繕工事の実施 ① 河道、堤防、護岸等 ② 親水施設等 ③ 樹木等 ④ 水文観測施設 (2) 不法行為等への指導 (3) 除草・清掃の実施 (4) 適切な施設操作の実施 (5) 占用許可工作物への適切指導	実施目標 河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。
	施策の概要 平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
(1)維持・修繕工事の実施	①河道、堤防、護岸等 河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施				巡視点検の結果、修繕工事等を実施 ・有馬川の土砂撤去（神戸市道場町）L=160m ・長尾川の土砂撤去 L=1,100m ・有馬川の護岸修繕（神戸市道場町）L=130m ・武庫川の堤防補強工事（神戸市北区道場町）L=230m ・武庫川の土砂撤去（尼崎市南武庫之荘付近）L=300m ・武庫川の土砂撤去（伊丹市西野）L=368m ・河道掘削（武庫川、黒川、羽束川、波豆川）L=3,775m ・根継ぎ工等護岸修繕（羽束川）L=40m	巡視点検の結果、河床掘削、修繕工事等を実施 ・仁川の土砂撤去（西宮市仁川）L=340m ・武庫川の土砂撤去（神戸市北区道場町）L=274m ・武庫川の土砂撤去（宝塚市美幸町）L=675m ・武庫川の護床工修繕（伊丹市西野）L=40m ・武庫川の土砂撤去（三田市藍本）L=620m ・武庫川の土砂撤去（宝塚市向月町）L=360m ・大池川の土砂撤去（三田市福島）L=500m	巡視点検の結果、河床掘削、修繕工事等を実施 ・仁川の土砂撤去（西宮市仁川）L=340m ・有馬川の土砂撤去（神戸市北区道場町）L=274m ・武庫川の土砂撤去（宝塚市美幸町）L=675m ・武庫川の護床工修繕（伊丹市西野）L=40m ・武庫川の土砂撤去（三田市藍本）L=620m ・羽束川の土砂撤去（三田市上槻瀬）L=1410m ・山田川の土砂撤去（三田市山田）L=810m ・山田川の護岸修繕（三田市桑原）L=20m ・黒川の土砂撤去（三田市乙原）L=450m	巡視点検の結果、河床掘削、修繕工事等を実施 ・武庫川の土砂撤去（西宮市上大市）L=266m ・武庫川の土砂撤去（三田市東庄本）L=280m ・武庫川の土砂撤去（三田市上本庄）L=1,092m ・相野川の土砂撤去（三田市四ツ辻）L=800m ・内神川の土砂撤去（三田市上内神）L=877m ・武庫川の護床工修繕（宝塚市末広町）1箇所	巡視点検の結果、河床掘削を実施 ・武庫川の土砂撤去（西宮市日野町）L=500m ・相野川の土砂撤去（三田市溝口）L=520m ・波豆川の土砂撤去（三田市波豆川）L=1,150m
		<下流部築堤区間> ・定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削 ・堤防・護岸の修繕工事	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ維持掘削、修繕工事等を実施	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、河床掘削、修繕工事等を実施 ・武庫川の護岸修繕（西宮市上大市）L=60m	巡視点検の結果、河床掘削、修繕工事等を実施 ・武庫川の土砂撤去（西宮市日野町）L=500m		
	②親水施設等 河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし			
(1)維持・修繕工事の実施	③樹木等 適切な樹木管理	河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ樹木の伐採・抜根等を実施				巡視点検の結果、樹木の伐採・伐根を実施 ・武庫川 500㎡（神戸市北区道場町） ・武庫川下流部 10,880㎡（尼崎市南武庫之荘外） ・羽束川 3,000㎡（三田市木器）	巡視点検の結果、樹木の伐採・伐根を実施 ・武庫川 4,700㎡（尼崎市南武庫之荘付近） ・大池川 1,700㎡（三田市福島）	巡視点検の結果、樹木の伐採・伐根を実施 ・武庫川 16,000㎡（尼崎市南武庫之荘付近） ・武庫川 25,000㎡（西宮市日野町付近） ・武庫川 伐採・除根（三田市藍本）15,300㎡ ・羽束川 伐採・除根（三田市上槻瀬）15,900㎡	巡視点検の結果、樹木の伐採・伐根を実施 ・武庫川 25,000㎡（尼崎市西昆陽付近） ・武庫川 11,800㎡（西宮市樋ノ口付近） ・武庫川 伐採・除根（三田市東庄本）5,600㎡ ・武庫川 伐採・除根（三田市上本庄）10,500㎡	巡視点検の結果、樹木の伐採・伐根を実施 ・武庫川 33,000㎡（尼崎市西昆陽付近） ・武庫川 5,000㎡（西宮市上大市付近） ・相野川 伐採・除根（三田市溝口）2,200㎡ ・波豆川 伐採・除根（三田市波豆川）3,200㎡
		河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし	巡視点検の結果、修繕工事なし			

							・山田川 伐採・除根 (三田市山田) 5,600㎡ ・黒川 伐採・除根 (三田市乙原) 2,400㎡ 巡視点検の結果、樹木の伐採を実施 ・武庫川 (逆瀬川合流点付近) の支障木の伐採	・相野川 伐採・除根 (三田市四ツ辻) 3,400㎡ ・内神川 伐採・除根 (三田市上内神) 3,800㎡ 樹木の伐採を実施 ・有野川 26,000㎡ (神戸市北区道場町) ・武庫川 (西宮市塩瀬町生瀬) 2400㎡	樹木の伐採を実施 ・有野川 12,000㎡ (神戸市北区有野町)
	④水文観測施設	水文観測施設の機能確保	・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施	巡視点検の実施 (宝塚・三田一括)	巡視点検の実施	巡視点検の実施	巡視点検の実施	巡視点検の実施予定
(2) 不法行為等への指導		治水上著しい支障がある不法行為者への指導 (関係部局連携)	不法行為者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	不法投棄について、警察等関係機関と連携し対応	不法投棄について、警察等関係機関と連携し対応	不法投棄について、警察等関係機関と連携し対応	不法投棄について、警察等関係機関と連携し対応	不法投棄について、警察等関係機関と連携し対応。 巡視点検実施。
(3) 除草・清掃の実施		安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦 (県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃	継続的に実施	クリーン作戦を実施 (県、神戸市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、三田市、丹波篠山市)	クリーン作戦を実施 (県、神戸市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、三田市、丹波篠山市)	クリーン作戦を実施 (県、西宮市、神戸市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、丹波市、丹波篠山市)	クリーン作戦を実施 (県、西宮市、神戸市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、三田市、丹波市、丹波篠山市)	クリーン作戦を実施 (県、西宮市、神戸市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、丹波市、丹波篠山市) クリーン作戦を実施予定 (県、三田市)
(4) 適切な施設操作の実施		樋門等の適正な機能発揮	樋門等の操作の実施・指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともルールや操作体制について確認	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持
		水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検、水防時の適正活用	巡視点検を行い、資材を補充するとともに、水防時には適正に活用	巡視点検を行い、資材を補充するとともに、水防時には適正に活用	巡視点検を行い、資材を補充するとともに、水防時には適正に活用	巡視点検を行い、資材を補充するとともに、水防時には適正に活用	巡視点検を行い、資材を補充するとともに、水防時には適正に活用 巡視点検実施
(5) 占用許可工作物への適切指導		河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	施設管理者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに指導、修繕等を必要とする施設はなかった
		出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討	総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	—	進捗なし	進捗なし	進捗なし	進捗なし

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4
・河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。	・河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7
・河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。	・河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃等を実施し、今後も継続して、適正な維持管理に努める。

4. 改善（A）（第4期 [R8～R12] に向けて）

引き続き適正な河道の維持管理に努める。

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第4節 河川の維持管理等に関する事項                  2 流域連携                  (1) 地域社会と河川の良い関係の構築                      ① 流域対策・減災対策   ② 動植物の生活環境の保全・再生                      ③ 川の計画づくり       ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等                      ⑤ 水質の向上                  (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援                  (3) 自律的な流域ネットワークとの連携</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良い関係の構築」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援」「自律的な流域ネットワークとの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組む。</p>	

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )				2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)					
(1) 地域社会と河川の良い関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアドプト等の実施	「参画と協働」の推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(8回 80人)を実施</li> <li>「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(感染症対策で中止)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(13団体 544人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(13回 147人)を実施</li> <li>「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(参加者26名)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(13団体 491人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(2回 30人程度)を実施</li> <li>防災・減災対策の施策・事業の実施状況等の情報発信のための出前講座(16回 514名)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(16団体 638人)</li> <li>事業、工事概要等の周知のための現地広報看板</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(3回 30人程度)を実施</li> <li>防災・減災対策の施策・事業の実施状況等の情報発信のための出前講座(1回 120名)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(16団体 622人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事への理解と協力を得るための住民説明会等(3回 30人程度)を実施</li> <li>防災・減災対策の施策・事業の実施状況等の情報発信のための出前講座(1回 120名)</li> <li>ひょうごアドプトによる河川敷清掃等の支援(16団体 622人)</li> </ul>
① 動植物の生活環境の保全・再生	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等					<ul style="list-style-type: none"> <li>流域市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域市民活動団体による特定外来植物の除去</li> </ul>
② 川の景観づくり	地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり					<ul style="list-style-type: none"> <li>除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた</li> <li>クリーン作戦の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた</li> <li>クリーン作戦の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除草や清掃等を実施し、武庫川らしい良好な景観維持に努めた</li> <li>クリーン作戦の実施等</li> </ul>
③ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創造等					<ul style="list-style-type: none"> <li>河口部での干潟創出については、今後、河川改修の進捗に併せて整備に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮止堰撤去に伴い汽水域が拡大する国道2号下流では、階段護岸やスロープを設置し、利便性の確保に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮止堰撤去に伴い汽水域が拡大する国道2号下流では、階段護岸やスロープを設置し、利便性の確保に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮止堰撤去に伴い汽水域が拡大する国道2号下流では、階段護岸やスロープを設置し、利便性の確保に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潮止堰撤去に伴い汽水域が拡大する国道2号下流では、階段護岸やスロープを設置し、利便性の確保に努めた。</li> </ul>
④ 水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)					<ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD, 硝酸態窒素、リン酸態リン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>流域市民活動団体が定期的に水質調査を実施。(調査項目はCOD, 硝酸態窒素、リン酸態リン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>武庫川水系では河川36地点湖沼1地点の定期的な水質調査を実施しデータを蓄積</li> <li>本川7箇所「分かりやすい水質指標」による調査を試験的に実施</li> </ul>
(2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、	・活動資金の助成	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を継続</li> </ul>

	自律性を損なわないよう配慮した支援	・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等	「参画と協働の推進方策」に基づき、情報発信、連携・交流の支援等を継続して実施	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用 ・地域づくりネットワーク会議等開催 ・「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催（参加者26名）	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用 ・「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催（参加者26名）	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用
①連携・交流のための機会提供	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催	適宜実施	「武庫川づくり交流会」を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	・「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催（参加者26名）	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用 ・「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」は、天神川対応を優先して中止	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用	・地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用
		活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	ホームページを活用した情報提供の実施					
(3) 自律的な流域ネットワークとの連携	自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域市や流域ネットワークの意見も聴きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。	流域ネットワークの形成に向けて、人と自然の博物館と連携して「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止(R3.10)	流域ネットワークの形成に向けて、人と自然の博物館と連携して「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催（参加者26名）	・「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」は、天神川対応を優先して中止	・オオキンケイギク駆除イベントPRに向けた関係者会議を開催	・オオキンケイギク駆除イベント（流域市や団体等の駆除活動）をPR ・武庫川流域圏ネットワークの活動報告会に参加し、武庫川の流域連携の取組についてPR

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3~R7]）		
点検・評価（C） R3	点検・評価（C） R4	点検・評価（C） R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」（R3.10.2）を開催予定だったが新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した。今後も時世を踏まえながら、流域連携の促進を図る。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットフォームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「第9回みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催し、流域連携の促進を図った。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットフォームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>流域連携促進の足掛かりとするための「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」については、天神川の事故対応を優先するため中止した。R6年度以降は継続開催できるよう積極的に推進する。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットフォームを活用中であり、既存システムの有効活用を支持する。</li> </ul>
点検・評価（C） R6	点検・評価（C） R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットフォームを活用中であり、既存システムの有効活用を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。</li> <li>ひょうごアドプト、地域住民等との連携に資する取り組みを実施する。</li> <li>多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。</li> <li>連携・交流のための情報提供としてホームページを活用した情報提供の実施については、活動団体が地域づくり活動情報システム「コラボネット」など既存のホームページプラットフォームを活用中であり、既存システムの有効活用を支援する。</li> </ul>	
4. 改善（A）（第4期 [R8~R12] に向けて）		
地域社会と河川の良好な関係の構築に向けて、引き続き取り組む。		

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 3 モニタリング ① 定期的な観測によるデータの把握      ② 事業実施前後のモニタリング ③ 流量観測データの蓄積	実施目標 治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。
施策の概要	地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。 また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。	

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R3	R4	R5	R6	R7
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)					
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	住民等との情報共有	継続的に実施				・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有 (アクセス回数: 約 74 万回/年) ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報 (ひょうご防災ネットアプリ 1回、ラジオ 5回、広報紙 1回、新聞 1回等)	・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有 (アクセス回数: 約 42 万回/年) ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報 (ひょうご防災ネットアプリ 1回、ラジオ 6回、広報紙 1回、新聞 1回等)	・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有 (アクセス回数: 約 50 万回/年) ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報 (ケーブルテレビ 1回、ラジオ 2回、広報誌 2回等)	・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有 (アクセス回数: 約 48 万回/年) ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報 (ケーブルテレビ 1回、ラジオ 3回、SNS 21回等)	・「兵庫県 CG ハザードマップ」による情報共有 (アクセス回数: 約 50 万回/年) ・メディア等を活用した「兵庫県 CG ハザードマップ」の広報 (ラジオ、SNS、出前講座等)
	観測精度の維持・向上	必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	必要に応じ実施				巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持
① 定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施				雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施
② 事業実施前後のモニタリング	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング	継続的に実施				・R3年度に行ったアユの遡上調査結果をホームページで公開予定の他、関係者へ報告を行うなど周知に努めた ・武庫川上流部や武庫川渓谷部での貴重種のモニタリングを実施	・R4年度に行ったアユの遡上調査結果をホームページに公開の他、関係者へ報告を行うなど周知に努めた ・武庫川上流部や武庫川渓谷部での貴重種のモニタリングを実施	・武庫川上流部や武庫川渓谷部での貴重種のモニタリングを実施	・武庫川上流部や武庫川渓谷部での貴重種のモニタリングを実施	・武庫川上流部や武庫川渓谷部での貴重種のモニタリングを実施
③ 流量観測データの蓄積	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施				流量観測を実施	流量観測を実施	流量観測を実施	流量観測を実施	流量観測を実施 (今年度よりカメラ画像解析による高水流量観測の検証を開始)

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量や河川水位等の定期的な観測、流量観測、モニタリング調査を実施した。また、これらのデータ活用についても取り組んだ。今後も引き続き実施していく。</li> <li>河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量や河川水位等の定期的な観測、流量観測、モニタリング調査を実施し、今後も引き続き実施していく。</li> <li>河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量や河川水位等の定期的な観測、モニタリング調査を実施し、今後も引き続き実施していく。</li> <li>河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。</li> </ul>
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量や河川水位等の定期的な観測、モニタリング調査を実施し、今後も引き続き実施していく。</li> <li>河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量や河川水位等の定期的な観測、モニタリング調査を実施し、今後も引き続き実施していく。</li> <li>河川水位や観測井戸などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めている。今後も情報共有・提供を継続的に実施していく。</li> </ul>	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
継続的に実施していく。	